

イントロダクション PwC	5
なぜ、オランダに投資するのか? 経済の概況 労働カ イノベーションと外資優遇措置 インフラ	7 7 8 8 9
ビジネス運営	10
産業	12
法務 オランダにおける会社形態	16 16
オランダの税制 タックスルーリングと協力的な税務当局 国際税務 オランダ税制 税務コンプライアンス	20 21 22 26 43
人材と労働法 人材 労働法に基づく要求事項 移民	48 48 49 50
会計と監査 会計上の要求事項 アニュアルレポート	52 52 53
PwCとは	56
コンタクト先と関連リンク	59



## イントロダクション



#### **PwC**

2022年度版のPwCオランダ Doing Businessを発行できることを大変光栄に思います。Doing Businessはオ ランダ投資ガイドとして国際的な企業活動を拡大し、社会、企業の成長、革新性、及び信頼への貢献を可能とす るユニークな機会をご提供するものです。企業がビジネスを行うにあたって、オランダは世界でもっとも開けた経 済の一つです。ヨーロッパ最大の港を含む優れたインフラ、競争力のあるビジネス環境、そして、強力な労働力が オランダ経済の特徴です。オランダ税制は、イノベーションや企業活動を刺激する様々なインセンティブを特徴と しています。また、国際色豊かな国であり、オランダは高度な教育を受けた多くの外国人労働者を惹きつけてい ます。

世界は絶え間ない変化にさらされており、新型コロナウイルス(COVID-19)の世界的流行は、すべての人にとっ て未曾有の事態となっています。このような最悪なパンデミックの環境下においても、オランダが、引き続き政治 的・経済的に比較的安定し、順応性が高い国として社会に認識されたことを嬉しく思います。

ブレグジットを始めとするその他の不確実な状況を踏まえると、オランダのこの重要性は更に高まっているとい えます。国際貿易紛争、新型コロナウイルス(COVID-19)の世界的流行、この2つの変革の事例からも、グローバ ル経済におけるバランスが変わりつつあることを示唆しています。気候変動に伴う政治経済の混迷が、その不 確実性をさらに増しています。しかし、これらの不確実な環境下においても、オランダの金融、経済そして社会は 依然として安定しており、現政府もまたこの立場を踏襲していくことを望んでいます。したがって、オランダは依然 として投資環境として魅力的なロケーションであり、EU内の市場で事業を成功させるためのヨーロッパにおける 玄関口であり、強固な基盤と考えられます。

この投資ガイドにより、オランダにおいてビジネスを行うための重要な要素を幅広く理解することができます。私 たちは外国企業や起業家がオランダ市場に最初に進出する際に抱える多くの疑問に答えています。これは、オ ランダでビジネスを始めるにあたって私たちが過去に蓄積してきた多くの経験をもとにしています。

この投資ガイドは、経済環境、発展した産業とビジネスセグメント、オランダ生活環境と異なる労働力の側面を含 め、オランダでビジネスを始めるに際して重要となる要素をすべて網羅しています。オランダのビジネスでもっとも 活用されている法人形態、税制、人事、労働法、監査及び会計に関する重要な項目をカバーしています。

一方で、この投資ガイドは、スターティングポイントにすぎません。貴社がより詳細な情報を必要とされる場合 は、私たちの専門家が喜んでサポートさせていただきます。

PwCオランダを代表して、皆様がこの投資ガイドから有益な情報を得ていただけることを望んでいます。また貴 社のオランダでの持続的な事業構築の成功を心より祈念しています。

#### Marc Diepstraten

Chairman of PricewaterhouseCoopers Belastingadviseurs N.V.



# オランダに投資するのか?

プロフェッショナルサポートが整った環境、戦略的なロケーショ ン、安定した法制度、高度な教育を受けた多言語を話せる労働 カ、洗練されたインフラなど、ビジネスを展開する上で大きな利 点がオランダには多く存在します。我々の観点からみて、以下の 要素が、オランダがヨーロッパの(デジタルな)玄関口として成り 立っていることを示しています。

#### 経済の概況

#### ビジネスと生活に適した国

IMD(国際経営開発研究所)発表の「世界競争カランキング 2021」において、オランダは世界第4位にランクされており、ワー ルドクラスの事業活動拠点の一つであり、極めて競争力の高い 国際都市です。

IMDのランキングによると、オランダは経済パフォーマンスで第 2位、事業の効率性で第4位と高い得点を得ている。インフラ分 野においては7位、政府の効率性で12位となっています。

世界経済フォーラム(WEF) 2020年度グローバル競争カランキ ングにおいては、COVID-19の危機に関連した回復や再生に優 先順位が置かれており、フィンランド、スウェーデン、そしてデンマ 一クに次いで、オランダは、一般的な経済変革の準備状況の分 野で第4位となっています。

インフラ、デジタルネットワーク、将来の労働市場に求められる 技能と訓練といった特に変革準備の優先順位が特に高い分野 において、高い評価を得ています。また、信頼できる公的機関、 社会的保護、ニュー・エコノミーに適応した労働改革、介護イン フラの拡大、将来の経済市場のための官民の協同体制、企業 による多様性と受容性の促進等の優先分野においても、オラン ダは比較的高い評価を得ています。COVID-19の世界的流行 が始まって2年が経過し、オランダ経済は非常に高い反発力を 証明しました。オランダの中央銀行であるDe Nederlandsche Bankは、2021年12月、オランダ経済の成長率を、2020年の3.8 %減から4.5%増になると見込みだと発表しました。



オランダはヨーロッパの玄関としての戦略的なロケーションに位置しており、欧州市場への進出に最適な場所です。アムステルダムまたはロッテルダムから欧州の主要な市場の95%以上に対して、24時間以内にアクセスすることが可能です。

これに加えて、事業立ち上げに必要な法的及び税制上の支援体制、高度に教育され、多言語を操る労働力、優れた物流及び技術インフラが整っており、小・中規模からフォーチュン500に入るグローバル企業まで、オランダを欧州進出の玄関口としてオランダを選んだのも不思議ではありません。

また、際立ったビジネス環境に加えて、オランダは物価も手ごろであり、質の高い生活を送ることができます。「UNICEF世界幸福度調査レポート2021」において、世界第5位の幸福度の高い国となっており、子供達の幸福度の分野においては世界第1位になっており、オランダは生活水準が高い国の一つです。オランダは、OECDのベターライフ・インデックスで7位を占めています。オランダはワークライフ・バランスでトップ、仕事と収入、住居、教育と技能、主観的な幸福度、社会的つながり、環境の質、個人の安全、市民活動、健康状態において平均以上のスコアを獲得しています。

世界銀行による調査によると、オランダ政府は、世界でもっとも機能している政府の一つであり、政府有効性指数において、世界で6位となっています。加えて、オランダは世界で最も制作的に安定している国の一つであり、進出企業が中長期的なビジネス意思決定を行い易い環境にあるといえます。

オランダには、幅広い租税条約ネットワーク、高度な技術を持つ 外国人への優遇措置、税務の取扱いを事前に当局との間で協 議できる税法解釈の確実性を担保する事前協議確認制度等、 多国籍企業の事業の成功を支援する様々な制度も存在しま す。

#### 労働力

高い専門性、生産性の高さを有する多言語を操る 労働力

オランダは、高い専門性、生産性の高さと柔軟性、多言語を操る労働力に溢れています。2021年度のEF英語技能指数では、100か国中1位となりました。英語に加えて、他国よりも高い割合でオランダ人はドイツ語やフランス語を話すことができます。2019年度OECD Skills Outlookによると、オランダは他のいくつかの国と共に労働力のデジタルトランスフォーメーションで先行しています。多くの労働者が仕事の中で広範囲にデジタルテクノロジーを駆使し、主に非日常業務にフォーカスしています。また、オランダは、成人識字率、算数、問題解決能力の高さに長けていることで知られています。

オランダは、人財競争力が世界でもっとも最も高い国の一つとして知られています。毎年公表される「GTCI(人財競争力に関する国際調査)2021」でオランダは6位となっています。GTCIのオランダの国別報告書カントリーレポートによれば、オランダ(6位)は、人材競争力の6つの柱のうち3つでトップ10にランクインしています。具体的には、成長(4位)、実現可能性(5位)、維持(8位)の3つの柱でトップ10にランクインしています。特に成長と実現可能性の補助柱である"事業及び労働環境"(3位)、"成長機会へのアクセス"(2位)の分野で高い評価を得ています。

オランダは人口1,765万人で、その大部分は15歳から67歳までの労働人口で構成され、他の国に比べ高いスキルを持った人材にあふれています。また、オランダの労働力は、その生産性、主には高い水準の教育や研修、そしてIT投資により高い競争力を有しています。オランダにおける安定した政治とビジネスに対する実践的なアプローチのおかげで、ヨーロッパ全体の中でも極めて、労働紛争も少ない国です。

国際色豊かな国として、オランダでは、多くの外国人労働者が働いています。当該労働者は、一定の条件を満たした場合、"Highly skilled Migrant Visa"と呼ばれる個人所得税上、優遇された就労Visaを申請することが可能です。

#### イノベーションと外資優遇措置

#### オランダDNAの一部

オランダは、2021年グローバルイノベーション指数(世界知的財産機構2021)で第6位となっています。オランダは、イノベーションのインプットのサブランキングにおいて、ICTインフラ(4位)と知識の吸収(2位)で高いスコアを獲得しています。オランダのイノベーション・アウトプットは、オンライン・クリエイティブ(3位)、知識の創造(6位)と拡散(8位)といった強みにより、引き続き高順位(3位)となっています。また、知的財産の有効活用のための投資についても、オランダは引き続き1位を維持しています。

オランダの産業には、世界的に高い評価を得ている革新的で知識集約的な企業が多数あり、多くの研究開発を実施しています。オランダには、農業、ライフサイエンス&ヘルス、ハイテクシステム、化学、クリーンエネルギー、IT、クリエイティブ産業など、大きな成功を収めている革新的なクラスターが数多く存在します。

#### 海外からの投資・起業の促進

オランダの法人税は最初の395.000ユーロに対して15%、課税 所得が395,000ユーロを超える場合は25.8%となっており、欧 州域内でも比較的競争力の高い税率が適用されています。加 えて、オランダでは数々の魅力的な外資優遇制度が設置されて おり、外資系企業が財務面で多くのメリットを享受できます。

オランダは、法人税の優遇税率とイノベーション促進税制(特定 の研究開発活動に対する税制優遇措置)を通じて、企業の研 究開発活動への参加も積極的に促進しています。

オランダの各種優遇制度と税金については、後章で詳しく解説 します。

#### インフラ

#### 優れた物流及び技術インフラ

オランダは、2005年以来、毎年公表されているDHLグローバル 接続性指数で1位となっています。同指数の2020年度版におい て、オランダが多くの異なった国々と繋がり、グローバル貿易をよ り深く統合的なものとしていることが称賛されています。

オランダは、ワールドクラスの港(ロッテルダム港)及び空港(ス キポール空港)、広範囲に及ぶ道路、鉄道網及び水路を有して おり、また、品質、スピード、安定性の観点から世界的に優れた デジタル通信ネットワークが整備されていることから、インフラ面 において世界でもっとも優れた国の一つとされています。優れた 物流インフラとEUの心臓部に位置する地理的ロケーションによ り、オランダは大陸そしてその先への円滑なアクセスを可能とし ています。鉄道、陸、海を通じて、企業はアムステルダム又はロッ テルダムから24時間以内に1億7千万人の消費者へアクセス可 能です。

さらに、オランダの緻密で高品質な通信インフラは、貴社や貴社 の製品及びサービスがどのように、どこに移動しても、高速な接 続を提供します。一人当たりのブロードバンド普及率が世界で最 も高く、ブロードバンドの平均速度が世界で最も速く、4Gの普及 率が99%であるオランダは、ヨーロッパのデジタルゲートウェイ でもあります。ヨーロッパ大陸と北米を直接結んでおり、大西洋 横断海底ケーブルのほとんどがオランダに直通しています。

欧州投資銀行(EIB)は、EIBISデジタル化指標において、オラン ダをデジタルフロントランナー(デンマークに次ぐ2位)に位置づ けました。EIBによると、オランダはデジタル強度およびデジタル インフラ指数の構成要素において、EU諸国の中で最も高いパ フォーマンスを示しています。さらに、IoT、ビッグデータ、プラットフ ォームといった技術の導入率もEUや米国の平均を上回ってい ます。



## ビジネス運営

#### 欧州統括会社



ヨーロッパ最大市場の中心に位置するオランダはインターナショナル企業や欧州、地域統括本社の設置に適しています。統括会社に対して、西部ホーランド地区は特に多くの場所とスペースを提供しています。

国際色の豊かさ、そしてプロビジネス環境、高い教育水準の労働力、トップクラスの物流及び技術インフラ、及びイノベーション・エコシステムによって、EUの中でもっともダイナミックな貿易と産業のハブの一つであるオランダは、多くの国際企業にとって欧州におけるビジネスの成功に最適な環境を提供しております。

世界有数の海港、都心に位置する空港、広大で近代的な道路・高速道路網などのオランダの交通・物流インフラ、トップグレードの物流サービスプロバイダーの存在は、欧州での国際物流・流通事業の確立を目指す企業にとって大きな資産となります。アムステルダム・スキポール空港は、直行便に基づく世界第2位の接続性を誇る空港(Airports Council International, 2019)であり、欧州最大の貨物空港の1つです。ロッテルダム港は、欧州最大の海港であり、東アジアを除くと世界最大の海港です。

これらと他の要因によって、オランダは欧州への真の玄関口であり、農業/食品、ファッション、ハイテク、 医療技術などの多数の産業にわたって欧州および地域の豊富な流通センターがあり、電子商取引やスペアパーツの物流活動のための拠点となっています。

#### 物流と配送



#### スタートアップ



オープンな文化、起業家精神とイノベーションの重視で国際的に有名なオランダは、活発で協力的なスタートアップのエコシステムの本拠地です。オランダは起業家にとって創造的な雰囲気を誇り、ヨーロッパにおけるスタートアップのハブとして発展しています。オランダ社会は新しい概念にオープンであるため、多くの人が「リビングラボ」と見なしています。

2021年には、複数のオランダ企業がフィナンシャルタイムズFT1000の急成長企業リストに入りました。NimbleFinsによると、オランダはヨーロッパで4番目にスタートアップに適した国であり、Startup Genomeによると、アムステルダムーデルタはヨーロッパでトップ3の優れたスタートアップエコシステムに含まれています。

欧州委員会の2021 European Innovation ScoreboardでEUの5位にランクされたオランダには、10以上の主要なイノベーションハブがあり、スタートアップ企業は世界クラスのインキュベーターや研究開発施設から利益を得ています。

オランダのスタートアップビザ制度では、条件付きで「スタートアップ」として一時滞在許可を申請することができ、野心的な起業家が革新的なビジネスを始めるための1年間を提供することができます。

世界クラスの研究施設、魅力的な研究開発税制、科学、産業、政府間での多くの戦略的パートナーシップにより、オランダは研究開発活動のハブとして機能しています。

多くの主要な国際企業の欧州における研究開発拠点として、オランダは欧州の中で4番目に多くの百万人当たり特許出願件数となっています(2020年欧州特許庁)。また、繁栄し続けるスタートアップ企業は、毎年多くの特許を生み出しています。

オランダには多くのイノベーション拠点があり、その中には、High Tech Campus Eindhoven、TU Delft Campus、Kennispark Twente、Wageningen Campus、Amsterdam Science Park及び Campus Groningenなど、画期的な進歩を促すための10のキャンパスが含まれています。これらの企業や知識研究機関のクラスターは、共同研究やイノベーションを加速するための素晴らしい機会を提供しています。

#### 研究開発



#### マーケティングと 販売



主要な多国籍企業のマーケティング、販売オペレーション、そして創造的産業の中心地として、オランダは 外国企業のマーケティングと販売オペレーションを惹きつけています。

オランダはヨーロッパにおける戦略的地理的優位性からヨーロッパでもっとも有利な市場に簡単にアク セスすることができます。さらに、国際色のある労働力の存在は、国際企業が世界中の幅広い消費者に アクセスすることを可能にしています。

オランダは戦略的地理的優位性と高度な通信及び輸送インフラ、国際色豊かな文化により、ヨーロ ッパにおけるシェアードサービスセンター(SSC)を設置するのに理想的な環境を提供しています。

ヨーロッパにおける多言語国家の一つとして、オランダはダイバーシティー、高い技術と生産性をもっ た労働者に溢れています。オランダの文化的豊かさ、相対的に安価な物価、高い生活水準は、技術 を持った労働者と専門家をSSCに呼び込みます。

## -ビスセンター





世界でもっともサイバーセキュリティーに優れた国の一つであり、オランダはヨーロッパにおけるデータセ ンターオペレーションに関してもっとも進んだ市場の一つです。ヨーロッパのデータセンターの3分の1は アムステルダムにあり、世界でもっともインターネット通信が盛んなデータセンターの一つである Amsterdam Internet Exchange (AMS-IX)を利用しています。オランダデータセンター協会によると、国 際的デジタル経済において、ほとんどすべての重要なプレイヤーはオランダに恒久的施設と本社を有し ています。

オランダは通信ネットワークに関して世界でもっとも質とスピードと安定性に優れています。加えて、国の 温暖な気候と多くの再生可能エネルギーの供給により、データセンターに対して、安定的かつ手頃な価 格でのエネルギー供給が可能となります。

オランダは高度な技術を持ったエンジニアとバリューチェーンにおける高度に協力的なサプライヤーネッ トワークにより、ヨーロッパにおける製造拠点の設立、再編を検討している企業に大きな利点を与えま す。

農産物やライフサイエンスから、科学、海運、IT産業に至るまで幅広い産業に属する主要な多国籍企業 がすでに先進的製造拠点をオランダに構えています。

研究開発を通じて、オランダはほぼ全ての分野で、製造業の成長を推進しています。「スマート産業」とし ても知られるIndustry 4.0を取り入れることで、製造会社は生産プロセスを最適化し、より効率的なビジ ネスモデルを構築することができます。

2018年、オランダ政府は(Smart Industry Implementation Agenda)を打ち出しました。その一環とし て、スマート・インダストリー・ソリューションの開発、テスト、実施、およびそれらを適用するための人材育 成を行う約40のフィールドラボが設立されました。約300社の企業、知識集約型機関、政府がフィールド ラボで協力し、パイロットプラントを使用して新しい生産プロセスの開発および市場導入前のテストを実 施しています。



ライフサイエンス&ヘルスからクリエィティブ産業に至るまで、オランダはタレント、技術革新として協働の宝庫です。すべての産 業セクターの中で最大でかつ最速に成長を続ける数々の企業が欧州への玄関口としてオランダを選んでいます。

国際社会が抱える課題を率先して解決するリーダーとなるべく、オランダは全てのビジネスと特に重要な産業に焦点を当てて います。以下、いくつかの重要な産業を紹介します。



- ・ オランダは米国に次いで世界第2位の農業輸出国です。
- オランダはデンマークとともに、農業生産の効率性(精密農業)の 分野で世界をリードしています。
- 全体の19.7%に相当する輸出セクターがオランダにあります。
- 欧州の中で、GDP当たり農業関連研究開発投資割合が最も高い 国の一つです。
- 2020年の輸出額は95.6億ユーロでした。
- 15社もの世界最大規模の農業関連企業がオランダに主要な生 産拠点又は研究開発拠点を有しています。
- 農林業の分野において最も優れた国際大学(Wageningen University)があります。

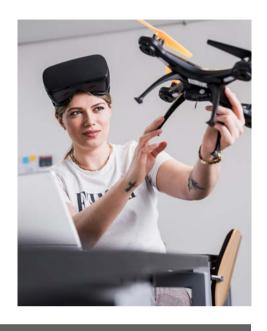
#### 物流

- オランダは、DHLグローバル接続性指数で1位となっています。
- オランダは優れた物流、革新的な輸送と物流コンセプトとしてのチェー ンマネージメントの知見で知られています。
- オランダのインフラの品質は世界でNo1です。
- 1,000以上のアメリカ、アジア系企業がオランダを、欧州物流活動の中 核拠点としています。
- ・ ロッテルダムは欧州における海運の都であり、2020年時点で世界で10 番目に大きなコンテナターミナルです。
- オランダは欧州の中でもっとも大きな内航海運の船団を有しています。
- スキポール空港は、ヨーロッパ最大級の貨物空港ランキングで3位とな っているとともに、ヨーロッパで最も利用客の多い空港ランキングで第2 位となっています。



#### 情報技術(IT)

- EU Digital Economy and Society Index 2021で第4位であり、デジタル化で世界 をリードする国の一つです。
- 一人当たりブロードバンド浸透度及び平均ブロードバンド通信速度が世界でもっとも 高い国の一つです。
- 量子技術の分野でリーディング企業の一つがあります。
- 欧州最大のセキュリティークラスターがあり、欧州内でデータセンター運用にとって もっとも先進的な市場の一つです。
- IT産業で活動しているForbes 2000の会社のうち60%がオランダで営業していま
- IMDの2021年世界デジタル競争カランキングで、ファクター「未来への備え」で世界 第4位、サブファクター「人材」で第4位、サブファクター「資本」で第3位を獲得していま
- 世界をリードするインターネット交換(AMS-IX)の一つがあります。



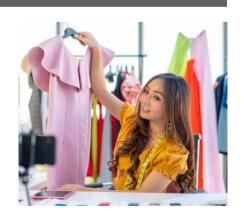


### エネルギー

- オランダはオフショア、再生可能、スマートエネルギー分野をリードしています。
- 再生可能エネルギー分野の研究、特に風力発電技術分野ではトップです。
- オランダには、世界最大級の洋上風力発電パーク「ジェミニ洋上風力発電パーク」をはじめ、さ まざまな国際的な大型洋上風力発電の取り組みがあります。
- 再生可能エネルギーにより、オランダは今後数年で電力の純輸入国から純輸出国になると予 想されています。
- オランダにはエネルギー関連の優れた研究開発施設があり、イノベーションを支援・促進するイ ンセンティブプログラムがあります。
- エネルギー分野で世界最高のエンジニアリング能力を持つ人材の拠点です。
- 電気自動車の普及に関して、世界有数の国の一つです。
- オランダ政府は、水素の製造と利用を促進するため、水素戦略を採択しています。
- WEFのエネルギー移行指数で世界第11位を獲得しています。

#### クリエイティブ産業

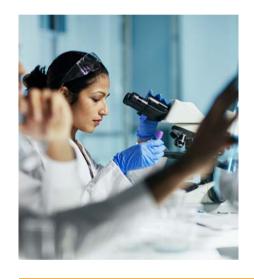
- 国際的にその起業家精神、型にとらわれない思考の国として知られています。
- クリエィティブな人材にとって世界でもっとも多文化なハブとして知られています。
- ファッション、広告、エンターテイメント、メディア、建築などのクリエイティブ産業が栄えてい
- 30以上のオランダの教育機関がクリエイティブ・アートとデザインのコースを提供していま
- メディアと放送の世界的なハブであり、業界の大手企業の多くがオランダ国内に拠点を構 えています。
- 世界第3位のテレビフォーマット輸出国でもあります。



#### ハイテク産業

- 通信システム、航空機、自動車、医療機器、エネルギー生成、半導体製造で使用される新 技術や素材開発で世界をリードしています。
- 航空宇宙・自動車技術、ハイテク製造、ロボット、量子技術、半導体技術、ナノテクノロジー、フォトニクスで突出しています。
- 3DプリンターからIoT、クラウドコンピューティング、ビッグデータ、スマートロボットにいたるまで、デジタル製造革命の最前線にいます。
- オランダは、組込システムやナノテクノロジーの「シリコンパレー」とも呼ばれており、ハイテク機器、コンポーネント、マテリアルの分野で最先端を走っています。
- ハイテク分野の技術革新をリードしており、多くの第3セクターや最先端研究開発エコシステムがあります。
- Eindhovenは、グローバル・イノベーション・インデックス2021の科学技術クラスターISTで 2位にランクされており、High Tech Campus Eindhovenには12,000人の研究者、開発者、起業家が集まっています。
- その他世界クラスのテクノロジーの研究センターとして、YES!Delft (Delft University of Technology)とKennispark Twente (University of Twente)が有名です。





#### 化学

- オランダはヨーロッパをリードする化学製品及び関連サービスの供給源の一つです。
- 8つの主要な化学産業クラスターに2,000社以上の世界をリードする化学メーカーが集積しています。
- オランダは、Antwerp-Rotterdam-Rhein-Ruhr Area (ARRRA) の中央に位置しており、世界でトップ5のケミカルクラスターの一つです。
- 世界のトップ25の化学メーカーのうち、19社がオランダにあります。
- ・ 16の認定された化学インキュベーター及び実験施設があります。
- ロッテルダム港は、世界でも有数の精製、ケミカル産業の集積地となっています。
- ・ 産業バイオテクノロジー、ファインケミカル、高性能材料に関するハイテククラスターがあります。
- TNOのような基礎的応用研究に関する世界レベルの研究開発施設があり、この分野ではDelft、Eindhoven、Twente、Wageningenの大学が有名です。

## ライフサイエンスと健康

- オランダには欧州医薬品庁の本部が置かれています。
- ・ 世界有数のヘルスケアシステムを有しており、2021年に英連邦基金が高所得11カ国を対象 に行った医療制度評価で、オランダは2位となりました。
- ・ 世界でもっとも集中したライフサイエンス地域の一つであり、オランダのライフサイエンス及び ヘルスケア業界には、2,900社のライフサイエンス研究開発企業があり、そのうち420社がバイオ薬品企業です。
- 26のキャンパス、8つの大学医療センター、ライフサイエンス研究に従事する13の大学を擁しています。
- ・ オランダには300以上のライフサイエンスと健康に関する官民パートナーシップがあります。
- 医療技術、バイオテクノロジー、医薬品の特許出願件数で世界上位にランクインしています。
- 欧州内でNo.1の医療機器の輸出入国です。





## オランダにおける会社形態

オランダで事業を運営する上で様々な会社形態を採ることができます。その区分は大きく、法人格のある事業体(Corporate entities)と法人格のない事業体(non-corporate entities)に分かれます。また、外国法人の支店として事業を行うことも可能です。本章では、海外の投資家及び法人がオランダで事業展開するための基本的事項について紹介していきます。

#### 法人格のある事業体

#### BVŁNV

オランダ法では、法人は以下の2つの区分に分類されます。

- BV(非公開有限責任法人)
- NV (公開有限責任法人)

BV(非公開有限責任法人)とNV(公開有限責任法人)はいずれも法人格を有する法人であり、その株主に対して配当を行います。いずれの法人も、定款に記載された事業目的を達成するために設立可能であり、その中でもBVは、NVに比べてより柔軟な組織形態であり、国際的にビジネスを展開する中で頻繁に利用される法人形態となります。当該柔軟性に鑑み、BVはグループ持株会社や事業会社の両方に適した法人形態と言われています。



#### BV(又はNV)の設立

- 一般的に、オランダで事業を開始するのに際して設立認可 は必要とされていませんが、一部の規制産業では特別な取 り扱いがなされるケースも考えられます。例えば、食品業に おける環境認可、金融業におけるライセンス認可等がこれに 該当します。
- BV又はNVの設立は、設立に関する公正証書が必要となり ます。これはオランダ民法上の公証人によって実行される必 要があります。設立に関する公証は、不必要な渡航や遅延 を防止するため、委任に基づいて実行することも可能です。
- BVは最低資本金の定めはなく、それに対して、NVは最低 45,000ユーロの資本金が設立に際して要求されます。
- NVの設立に際しては、最低資本金が振り込まれたことを証 明するために銀行又は監査人により発行された証書が必要 です。この証書は設立の前に入手する必要があります。対し て、BVには同様の定めはありません。
- 定款には法人名称、住所、BV/NVの事業目的を含める必要 があります。法人名称は、他の法人やブランドと競合しないよ うに留意する必要があります。
- BV又はNVはオランダ商工会議所の貿易局に登録する必要 があります。事業運営に関連する情報、例えば、会社住所、 取締役の氏名、定款は公開されます。
- BV又はNVは、設立申請中であっても事業を開始することが できますが、BVの設立手続は、通常、迅速かつ容易に行うこ とが可能です。

BV又はNVに関する詳細な情報に関しては、次章をご参照くだ さい。

#### 共同組合

オランダの共同組合('co-op')は歴史的に、農業セクターで主に 使用されていました。この数十年、この法的事業体は、その企業 柔軟性から国際的な持株会社として発展をとげています。共同 組合は特別な種類の共同体であり、法人格のある法人であり定 款によって統治される点でNVとBVと共通しています。

共同組合への出資者は株主とは異なりメンバーと呼ばれ、最低 2人以上のメンバーが共同組合の設立には必要となります。共 同組合はそのメンバーのために活動を行います。持株形態とし て利用される場合、通常、共同組合の目的は投資を通じて利益 をあげることです。個人、パートナーシップ、法人のいずれも各メ ンバーになることができます。各メンバーの責任は、倒産時にお けるすべての債務に対する無限責任、最大一定額までしか責任 を負わない有限責任、責任除外のいずれかに区分され、定款 に明記されます。通常、共同組合はとても柔軟性のある法人格 であり最低資本金はなく、法的に要求されるガバナンスストラク チャーも限定されています。

#### 共同組合の設立:

- 共同組合はオランダ民法上の公証人により、設立公証人証 書に基づき設立されます。
- 銀行証明や監査人証明等は設立に際し不要です。
- オランダ法は、共同組合が少なくとも2名以上の発起人によ り設立され、明示的に公証人証書に記載がない限り、そのま ま共同組合のメンバーとなります。
- "coöperatief"という表現が共同組合の正式な名称には含ま れなければなりません。また、略語として
- "WA"(無限責任)、"BA"(一定額までの有限責任)、"UA"(責任 除外)も正式名称に含まれる必要があり、これはメンバーの 潜在的な責任の範囲を示しています。
- 共同組合はオランダ商工会議所の貿易局に登録される必 要があります。

#### 法人格のない事業体

オランダで最も有名なパートナーシップは、VOF(通常パートナ ーシップ)とCV(有限責任パートナーシップ)の2つになります。両 者とも2人以上の個人又は法的事業体であるパートナー ('vennoten')によって形成される必要があります。パートナーシ ップに対する法的な要求事項は限定されており、パートナーシッ プ間の合意のみで足ります。パートナーシップ合意はとても柔軟 です。あるオランダパートナーシップは法的人格を有していませ ん。つまり、その自身の名前で資産を有することができません。 資産に対する法的所有権は一般的に通常パートナー又はすべ てのパートナーが共同所有しています。一人又はそれ以上のパ ートナー(VOFの場合)又は通常パートナー(CVの場合)は、第 三者との合意などの法律行為をパートナーシップを代表して行 うことができます。パートナーシップの形態にもよりますが、オラ ンダパートナーシップは通常、オランダ税務の観点から透明性 を有しています。

VOFのすべてのパートナーはすべてのパートナーシップの債務 に対して共同責任を負います。CVの通常パートナー('beherend vennoot')の責任は無限ですが、有限責任パートナー ('commanditaire vennoten')はその責任がその出資額に限定 されています。そのため、有限責任パートナーは、経営者として の行為やパートナーシップを代表することはできません。

#### **支**店

外国法人がオランダ支店を持つことも、事業形態の一つとして 考えられます。オランダ国内での支店設立には政府の事前承 認は必要なく、当該海外法人の情報をオランダ商工会議所に 登録するだけで足ります。

支店は、外国の法的事業体から分離された別個の法的事業体 とはみなされません。そのため、オランダ支店は、海外事業体に 適用されるルールと法律に基づき統治されます。その性質と活 動範囲次第で、支店は税務上、恒久的施設(permanent establishment)とみなされます。その場合、支店における取引と 利益はオランダで課税されることになります。

- オランダでビジネスを始めようとする会社に対して、法人形態別のメリット及びデメリットについて説明します。
- 法的事業体、パートナーシップ、支店の設立のサポートを行います。
- 会社のガバナンス体制に対してアドバイスします。
- 商工会議所への商業登録と合わせて法的事業体、パートナーシップ、支店の登録を行います。
- 契約書等のドラフトを行います。
- ・ 定時株主総会のアレンジ、アニュアルレポートの承認、商工会議所への登記などの年次コンプラインス業務をサポートしま。
- 例えば、再編前企業分割、買収、MPI、移行、合理化、現金抽出、単一事業プロジェクトなどの国際的な事業再編プロジェクト がオランダの事業体にどのような影響を与え、どのような対応が必要となるかについてアドバイスします。

#### 非公開有限責任法人(BV)

BV(非公開有限責任法人)は、非公開会社であり、イギリスのLtd、ドイツの GmbHに相当する会社です。BVに関する法律は多くの点で柔軟性が認め られています。主な特徴は以下の通りです。:

NV(公開有限責任法人)は、公開会社であり、イギリスのplc、ドイツのAGに 相当する会社です。通常、NVはより規制が厳しく、主に大規模会社や上場 企業が採用する会社形態です。主な特徴は以下の通りです。:

#### 株式

- 実務上、最低資本金は要求されていません。設立者は最低1株の議決 権株式を含む発行株式数と払込資本を定めます。この発行株式数と払 込資本は設立時の公証人証書に記載されます。
- 異なった種類の株式発行が可能で、議決権行使や配当について異な った権利を付与できます。例えば、無議決権株式を発行することも可能
- 利益や清算時の残余財産分配に関して権利のない株式には、常に議 決権を付与する必要があります。
- 定款に記載することで株式の譲渡制限をつけることが可能です。

#### 株式

• 最低資本金は€45,000です。

公開有限責任法人(NV)

- 異なる種類株式を発行することが可能です。
- すべての株主は議決権と利益配当の権利を有しています。また、議決権 と利益配当の権利を分割するための預託も可能です。
- 定款に定めることによって譲渡制限をつけることも可能です。

#### ガバナンス

- 株主(無議決権株主含む)及び出席権を有するものにより定時株主総 会(GM)を開催します。
- 取締役会(業務執行取締役と非業務執行取締役)だけの形態と取締役 会と監査役会の両方を持つ形態の両方が可能です。
- 監査役会(又は非業務執行取締役)は通常、必須ではありません。しか し大会社規制の対象となる大会社は、監査役会が必須で、業務執行取 締役を選任する特別な権限を有します。例えば、業務執行取締役の選 解任権を有しています。オランダ国外で働く従業員が大部分を占める会 社などは、大会社規制のもとでも規制は厳しくありません。
- 定款に記載することで、取締役会に対して特定の指示を出すことができ る権利を株主に付与することができます。

#### ガバナンス

- 株主及び議決権代理人の出席により定時株主総会を開催します。
- 取締役会(業務執行取締役と非業務執行取締役)だけの形態と取締役 会と監査役会の両方を持つ形態の両方が可能です。
- 監査役会(又は非業務執行取締役)は通常、必須ではありません。しか し大会社規制の対象となる大会社は、監査役会が必須で、業務執行取 締役を選任する特別な権限を有します。持株会社やオランダ国外で働く 従業員が大部分を占める会社などは、大会社規制のもとでも規制は厳 しくありません。
- 定款に記載することで、限定的な範囲内で取締役会に対して特定の指 示を出すことができる権利を株主に付与することは可能です。

#### 利益分配

- 定款で特段の定めがない限り、取締役会が作成した財務諸表に基づ き、株主総会で利益配当の額を決定します。
- 貸借対照表テスト及び流動性テストの結果次第で、取締役会は、配当を 行うことで会社の継続性に疑義が生じる場合は、利益配当を行わない ことを決定できます。
- 出資者、債権者保護規制は適用されません。
- 中間配当を容易に行うことが可能です。

#### 利益配当

- 取締役会が作成した財務諸表に基づき、株主総会で利益配当の額を 決定します。
- 株主総会は利益配当を決定できますが、配当額は、出資者、債権者保 護規制により制限されています。



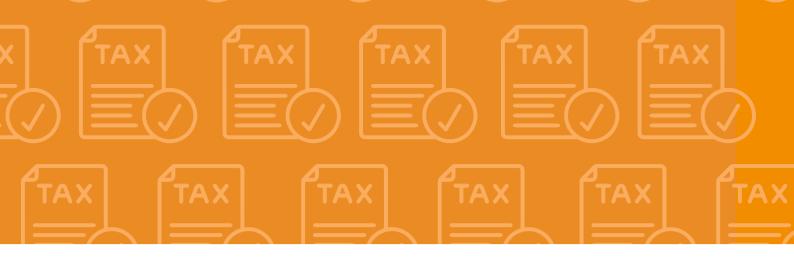
オランダは優れた財政基盤を有しています。このことは、「Global Paying Taxes(世界的な税金の支払いに関する調査)」でも裏付けられています。PwCは毎年、各国の納税義務の履行の容易さを評価しています。「Paying Taxes」では、世界中の190カ国の税負担とコンプライアンス義務を比較しています。オランダはこの点で優れたスコアを獲得しており、優れた税制環境であることが証明されています。これは、明確なプロセス、比較的低い税率及び税法の遵守を促進するためのテクノロジーの利用によるものです。より詳細な情報については「Paying Taxes」調査をご覧ください。

オランダは他の欧州諸国と比較して競争力の高い法人税率を適用しています。現行制度の法人税率は、課税所得のうち最初の395,000ユーロに対しては15%(軽減税率)、395,000ユーロを超える課税所得に対しては25.8%となります。上記のような比較的低い法人税率に加えて、オランダ税制は国際企業にとって多くの魅力的な制度を有しています。

#### 競争力のある行政

オランダのタックスルーリング制度は30年の運用実績があり、国際企業グループに対して、多くの税務上の取り扱いを事前に明確化することを可能にしています。近年の税の透明性や負担の公平に対する国際的な動向を踏まえて、オランダ税法及びタックスルーリング実務に関する改正が行われています。また、オランダの安定した政権運営、および、納税者に対する協力的な税務行政により、オランダ企業は、海外投資家に対する魅力の発信、ビジネスの障壁の最小化、そして税務当局との協調を維持・発展する各種制度が今後も整備されることが期待されます。





## タックスルーリングと協力的な税

#### オランダのタックスルーリング制度

オランダ税制の特徴の1つとして、特定の事業活動や取引の税 務上の取り扱いについて、事前に税務当局と協議できるという 点が挙げられます。オランダ税務当局は、Advance Pricing Agreements (APA)とAdvance Tax Rulings (ATR)を提供する ことが可能です。

APAは、納税者が関連会社との取引に適用する価格方針に関 して、オランダの税務当局と事前に合意できる制度です。この制 度は、納税者が積極的かつ協力的な方法で、実際のまたは潜 在的な移転価格の問題を解決できるように設計されています。

ATRは、納税者の特定の状況において、法律に従った税金の 権利および義務を決定するための、オランダ税務当局との事前 合意です。

いずれの制度も納税者と税務当局それぞれに対して拘束力が

あります。APAおよびATRを取得するためには、一定の実態要

件を満たす必要があります。一般的に、オランダ税務当局はこ れらのAPAやATRやその他の申請(例えば、適格合併の申 請、VAT登録またはVAT連結納税の申請など)に対する手続き を、申請後、一定の合理的な期間内に実施します。 EUの制度に従って、オランダ税務当局は、タックスルーリングや 移転価格の事前合意内容に関して、他のEU加盟国の税務当 局と自動的に情報交換することが義務付けられています。オラ ンダ税務当局は、クロスボーダーのタックスルーリングおよび移 転価格の合意をした際に納税者が記入しなければならない標 準的なフォーマットを使用しています。この情報交換はEU内で の法人課税の透明性を高めます。将来的には、同様の情報が、 非EU加盟国の税務当局とも交換されることが予想されていま す。

「国際的な性格」を持つタックスルーリングの発行に関するオラ ンダ税務当局のポリシーの内容は次のとおりです。

- 透明性: 税務に関する問題における透明性の国際的な動向 を踏まえて、オランダの税務当局は、国際的な性格を持つ個 々のタックスルーリングの要旨を匿名で公表します。
- 経済的関連性:国際的な性格を持つタックスルーリングは、 オランダで(十分な)経済的関連性を持つ納税者だけが利 用できることになります。
- 主目的テスト:取引やストラクチャーの主な目的が税務上の 優位性を獲得することである場合には、タックスルーリング を取得することはできなくなります。
- ブラックリスト国(低税率国・地域又は租税に非協力的として EUブラックリストに掲載されている国・地域)に所在する事業 体との取引:タックスルーリングの取得は認められません。

#### 協力的な税務コンプライアンス

オランダのもう1つの特徴は、特定の条件のもとで、企業がオラ ンダ税務当局との協力的な関係(「水平的モニタリング」)を申請 できることです。これは、企業がオランダ税務当局と水平的モニ タリング契約に署名することにより、企業と税務当局とが協力的 な税務コンプライアンスを進めていく形態となります。水平的モ ニタリングにより、企業はタイミングの利点と確実性を得られま す。つまり、これにより予期せぬ追徴を防ぐことができます。しか し、水平的モニタリングを申請するためには、企業は、単に法律 や規制を遵守しているということだけではなく、いわゆる「税務 管理体制」を通じ、税務プロセスや税務リスクを管理できること を証明しなければなりません。

オランダの税務当局は、納税者の税務管理の程度に応じて、実 施するモニタリングの方法を調整します。結果として、税務当局 による税務調査は、発見的方法(過去数年分の税務調査)から 予防的な方法(事前に「保証」を提供する)に移行するでしょう。 水平的モニタリングの下で、オランダの税務当局と企業との関 係は、相互の信頼、理解、透明性に基づいています。

水平的モニタリングの主な利点は、関連する税務上のリスクとポ ジションに対して、事象が発生した際に対処できることです。企 業は、オランダの税務当局に対して、透明性のある対応が求め られますが、それに対して、オランダ当局は、企業が注意を払う 税務の問題点に関して迅速な対応を提供することになります。 この予防的な事前の合意が後の予期せぬ追徴を防ぐことにな ります。さらに、水平的モニタリングは、税金キャッシュフロー、繰 延税金資産および租税債務を正確に把握し、また、不確実な税 務ポジションをできる限り減らすことができます。これにより、企 業は時間とコストの両方を抑えることができます。なお、オランダ 税務当局は2020年に現在の水平的モニタリング制度の再考案 について紹介しています。具体的には、オランダ納税者の上位 100社については、従来の制度に代えて個別のモニタリング制 度が適用されることになります。個別の水平的モニタリング制度 は、毎期会計監査が必要な企業(平均従業員数250名以上、総 資産20百万ユーロ以上、純売上高40百万ユーロ以上の3つの 基準のうち2つを満たす必要がある)のうち、税務戦略、税務リス ク分析及びモニタリング等を行っている企業が対象となります。 中小事業者については、PwCのような認定された役務提供者 を通じて契約が可能です。

ただし、税務当局は、「税務管理体制」に関する客観的な基準を作成していない点は留意する必要があります。この点に関しては、今後さらなるガイダンスや具体的な要件が出される可能性があります。

水平的モニタリングは、法人税、VAT、関税、賃金税および社会保障を含むすべての税金に適用することができます。PwCは、企業の既存の税務リスク管理レベル、および、達成すべき税務リスク管理体制までの道筋を判断することを支援する特別な税務管理成熟度モデル(T3M)を開発しました。T3Mは、COSOなどの一般的な財務リスク管理に関する共通の基準や、「より良い税務管理体制の構築」に関するOECDの最新レポートに基づいています。

#### 国際税務

#### **BFPS**

OECD加盟国として、オランダはOECDの税源浸食と利益移転(BEPS)プロジェクトに積極的に参加しています。オランダはこの点に関してOECDが設定した目標を支持し、BEPSプロジェクトに準拠しています。また、オランダは税務に関する問題の透明性に関する国際的動向にも準拠しています。さらに、特定の情報に関して保留にしているものはあるものの、オランダは多国間協定(MLI)に署名及び批准しており、現在交渉中か、MLIの署名時にまだ施行されていないいくつかの租税条約を除き、オランダが締結しているすべての租税条約をMLIの対象としました。

上記に加えて、オランダはOECDで現在議論されているPillar 1 (第一の柱)及びPillar 2(第二の柱)に準拠します。オランダは、第一の柱(各国間の利益と課税権のより公平な配分について)の導入に関しては可能な限りシンプルであるべきと考えています。また、第二の柱の最低税率の導入に関しては租税競争や租税回避に対抗するために有効であると考えています。

#### 和税回避対策指令I(ATAD I)

EUは租税回避対策指令I(ATAD I)を採択しました。この指令では、租税回避を防ぐためのいくつかの措置が含まれています。租税回避対策指令Iには、支払利息の損金算入制限、出国課税、一般的な濫用防止規則、タックスへイブン対策税制(GFC税制)、ハイブリッド金融商品やハイブリッド事業体を用いることにより生じるEU加盟国間の税務上の取り扱いの相違(ハイブリッド・ミスマッチ)に対処する措置が含まれています。これらの規則は、EU加盟国すべてで導入され、原則として2019年1月1日から施行される必要があります。オランダにおいても2019年1月1日から施行されています。

- 税務ガバナンスと役割、税務管理の責任を定義付けします。
- 手順のマッピングと改善を行います。
- 明確な税務管理を定義付けること等により税務リスク管理を強化します。
- オランダの税務当局との迅速かつ円滑なコミュニケーションを行います。
- 水平的モニタリングに向けた税務当局との議論を支援します。
- 税務機能と税務管理体制の現状と理想的な形に関してT3Mを用いて評価します。
- 持続可能な税務手法を用いて貴社の税務管理体制を整備し、その実行をサポートします。
- 税務管理フレームワークの成熟度を社内外の関係者に明確に伝えることを支援します。
- 税務管理体制のモニタリングの一環として、税務当局のアプローチに沿った統計的サンプリングを実施します。

具体的には、オランダはATAD Iを実施するために、法人税に関 してCFC税制、過大支払利子税制の導入及び出国課税の若干 の変更を実施しています。

過大支払利子税制は、支払利子の損金算入が納税者の EBITDAの20%(以前は30%)に制限しますが、1百万ユーロまで は損金算入が認められ、損金不算入の場合も繰越制度があり ます。なお、過大支払利子税制の導入に伴い、従来の支払利子 損金算入制限(Article 13I及びArticle 15ad)は2019年1月1日 に廃止されました。

CFC税制は、単独または関連会社と共に、低税率国等(オラン ダ財務省が毎年公表する税率が9%%未満の国もしくはEUリス トに掲載されている税目的に非協力的な管轄区域)に所在する 子会社の株式の50%超を直接または間接的に保有する、また は、低税率国等に所在する恒久的施設を有する法人の納税義 務者を対象としています。

オランダ財務省は既に有効な一般的な濫用防止規則が存在し ていると判断し、ATADのGAARは導入されませんでした。

法人税における出国課税制度は、出国課税が出国後5年以内( ただし、資産の売却等により、実現する場合はその時点まで)に 全額支払われなければならないという点のみ変更されました。

#### 租税回避対策指令II(ATAD II)

租税回避対策指令Iに含まれる法律の範囲を拡大するために、 欧州委員会は、EU加盟国と第三国間のハイブリッド・ミスマッチ に対処する措置を提案しました(租税回避対策指令II)。ハイブ リッド・ミスマッチとは、事業体、金融商品、恒久的施設及び事業 体の居住地等に対する複数国間における税務上の取り扱いの 差異に起因する一定の効果(一方の国で損金算入、他方の国で 益金不算入又は双方の国での二重控除)をもたらすもので す。ATAD IIは既にEUレベルで採用されており、EU加盟国は原 則として2019年12月31日までに導入し、2020年1月1日から適用 を開始することが求められています。オランダにおいても、ATAD IIは2020年1月1日から既に適用されています。なお、オランダ税 法上、ATAD IIのドキュメンテーションが義務付けられていま す。

上記に加えて、オランダではATAD IIのリバース・ハイブリット規 則が導入され、これにより、リバース・ハイブリットに該当する企 業は、2022年1月1日以降、法人税の納税義務者となります。当 該規則は、2021年12月31日までに全てのEU加盟国で導入され る必要があります。

#### DAC6

DAC6(報告対象となるクロスボーダーアレンジメントに関する 課税分野での強制的な自動的情報交換に関するEU指令) は、EU加盟国が関係するクロスボーダー取引に係る一定のアレ ンジメントに対して報告義務を課すものです。DAC6は一定の条 件を満たすクロスボーダーアレンジメントの幅広な報告を、関与 するアドバイザーや納税者に求めるものです。クロスボーダーア レンジメントのうち、一定の指標(ホールマーク)に該当する場合 や当該アレンジメントの目的が主に税務上の便益の享受である 場合(主要目的テスト)、報告対象となります。当該制度は、付加 価値税や物品税を除く全ての税目を報告対象とします。

オランダは既にEU指令と整合的なDAC6の法制化を実施して います。例えば、オランダのDAC6には追加のホールマークは含 まれておらず、付加価値税のような他税目まで対象範囲は拡大 されていません。

最初に報告対象となる取引は2021年1月31日までに報告され る必要があります。これを怠った場合、最大87万ユーロ(2021年 1月1日の金額)のペナルティが課される可能性があります。

多国籍企業の場合、DAC6の報告義務を遵守するためにどの ように自社の税務コンプライアンス戦略に組み込むかアドバイ ザーと一緒に検討することをお勧めします。また、報告対象とな る取引に外部アドバイザーが関与しない場合や、関与する外部 アドバイザー(弁護士等)が法的な情報の秘匿権を有する場 合、納税者が適時に報告義務を果たすことが重要です。

#### DAC7

DAC7は、一定の事業者が販売等を行うために利用可能な自 社のプラットホームを提供するデジタルプラットホーム事業者に 提供される新たな報告義務を導入します。DAC7は、デジタルプ ラットフォームがEU域内にあるかどうかに関わらず、デジタルプ ラットフォーム事業者により報告された情報をEU加盟国の税務 当局間で自動的に情報交換する制度になります。デジタルプラ ットフォーム事業者は、そのEU加盟国の所轄税務当局に報告 することが義務付けられます。その後、当該EU加盟国の税務当 局は、報告対象販売者が税務上の居住者であるEU加盟国の 税務当局との間で情報交換を行います。EUに所在しないデジ タルプラットフォーム事業者は、本EU指令に準拠するためにEU 加盟国での登録が必要になります。

EU加盟国は、EU指令に基づき2022年12月31日までにDAC7を導入するための国内法を整備し、2023年1月1日からDAC7を導入することになります。その後、デジタルプラットフォーム事業者は、2023年の取引について2024年に初回の報告が求められることになります。そのため、2023年1月1日時点で報告対象販売者に関するデューデリジェンス手続きと管理を実施している必要があります。

なお、オランダ政府が2021年に公表したDAC7を導入するための法案と説明文書の草案は、2022年にオランダ議会で審議される予定です。

#### 利子及び使用料に係る条件付源泉税

2021年1月1日以降、低税率国・地域に設立された関連法人に対する利子及び使用料の支払いについて、2022年は25.8% (2021年は25%)の条件付源泉税が課されます。当該源泉税は租税条約により軽減可能ですが、利子及び使用料の支払が人工的に迂回される場合等、租税回避とみなされる場合にも適用されます。

上記の利子及び使用料に係る条件付源泉税が導入される根拠は、オランダが低税率国への玄関として利用されることを防止し、(オランダの)課税所得を低税率国に移転することによる租税回避リスクを軽減することにあります。

上記の低税率国・地域とは、具体的には、法人税の法定税率が9%未満の国及びEUリストに含まれる租税に非協力的な国・地域を意味します。

#### 条件付配当源泉税

オランダは、2024年以降、(1) 低税率国・地域に設立された株主への支払配当、及び(2) 濫用されている状況(例:オランダ配当源泉課税を回避するための人為的な措置が取られている状況)における支払配当について、法人税率の最高税率(2022年は25.8%)での条件付源泉税が適用されます。条件付配当源泉税が導入される根拠は、利子及び使用料に係る条件付源泉税と同様です。

## 金融サービス会社に対する実体要件の追加

2021年1月1日以降、金融サービス会社に対して追加の実体要件が適用されます。金融サービス会社とは、外国関連会社から受け払いする直接又は間接の利子、使用料及び家賃が全体の所得の70%超となるオランダ法人をいいます。金融サービス会社に対して適用されている「実体要件」に補完される新たな要件は、10万ユーロの人件費の発生と24ヶ月超の事務所の利用になります。もしこれらの要件を満たさない場合、利子及び使用料が支払われる国(源泉地国)との間で情報交換が行われ、これによって源泉地国の税務当局により租税条約の適用による恩典が否認される可能性があります。

#### 国家補助規制

欧州委員会は、ここ数年の間、企業と各国当局との特定の補助スキームや個別のタックスルーリングがEUの国家補助規定に違反しているかどうかの調査を行っています。これらの事例の中には、欧州委員会がすでにこれらのスキームやタックスルーリングが実際に違法な国家補助であると結論づける最終決定を下したものもあります。これらの国家補助と結論付けられたものの1つに、オランダのタックスルーリングに関するものがあります。オランダ政府はこの判決に対し、欧州第一審裁判所に控訴しました。欧州第一審裁判所は、欧州委員会はEU国家補助規制の意義の範囲内での経済的優位性の存在を実証していないとの見解を示し、欧州委員会の決定を取り消す判決を下しました。欧州委員会は、当該判決を受け入れています。

欧州委員会は、最終的に国家補助であると結論付けることが 予測される他のオランダのタックスルーリングも調査しています。オランダ政府は、オランダのタックスルーリング制度がオランダ税法から逸脱していないことを踏まえて、一般的にはオランダのタックスルーリングの実務が国家補助を可能にさせることはないという立場を取っています。オランダのタックスルーリング制度は、事前に確実性を得ることを目的としています。

#### 移転価格: 国別報告書、マスターファイル、ロ -カルファイル

BEPSに関する法案の一例として、OECD国別報告書の導入が 挙げられます。OECD国別報告書は、各国の税務当局が初期的 に税務リスク評価を行うツールになります。OECDの報告書によ れば、少なくとも7億5,000万ユーロの売上高を有する多国籍企 業グループは、究極の親会社が居住者である国の税務当局に 対してにおいて、国別報告書を提出しなければなりません。当該 税務当局は、国別報告書のこの情報をに関連する他国(これら の報告書を相互に交換することに合意している国に限る)の税 務当局(これらの報告書を相互に交換することに合意している 国に限る)との間で情報交換します。

また、合意されたOECDの報告書では、そのようなグループ内 の各企業は、マスターファイルとローカルファイルを作成する義 務があると定めています。マスターファイルには、グループ全体の 移転価格に関する情報が含まれていますが、ローカルファイル には、ローカル企業のすべてのグループ内取引に関する情報が 含まれています。なお、これらの情報は公開されることはありま せん。

オランダは、この報告書に規定されているシステムおよび方法 により国別報告書の作成を実行するための法律を制定してい ます。さらに、オランダでは、少なくとも5,000万ユーロの連結売 上高を有する企業は、ローカルファイルとマスターファイルを作 成・保管する義務があります。

上述の通り、多国籍企業グループの最終的な親会社は、国別 報告書を提出しなければなりません。また、7億5.000万ユーロ の売上高を有する多国籍グループ内のオランダ企業は、最終 的な親会社または代理親会社が国別報告書を提出するかどう かをオランダの税務当局に通知しなければなりません。もし、そ うでない場合は、どのグループ会社が報告書を提出するかにつ いて税務当局に報告しなければなりません。この通知は遅くと も、会計年度の最終日までに行われる必要があります。

さらに、国別報告書を提出しなければならないオランダ企業 は、会計年度終了後12ヶ月以内にこの報告書を提出しなけれ ばなりません。マスターファイルとローカルファイルは、税務申告 書の提出時までに作成し保管されている必要があります。この 点、後述をご参照ください。

なお、2018年にオランダ財務省は新たな移転価格指針を公表 しています。当該指針は、独立企業原則に関するさらなるガイダ ンスを提供し、BEPSプロジェクト及びその結果行われた変更事 項を主にまとめた2017年版のOECD移転価格ガイドラインに、 関連する変更を反映することを目的としています。また、当該指 針は、2017年版の移転価格ガイドラインに含まれる様々な BEPS関連事項(移転価格算定手法、評価困難な無形資産及 び評価方法)のオランダ税務実務への適用に関する、特にポス トBEPS時代におけるオランダ税務当局のポジションに関する 追加のガイドラインを提供します。

- Pillar 1及びPillar 2の潜在的な影響を検討します。
- ATAD I及びATAD IIがビジネスに与える影響を評価し、ATAD IIで要求さ れるドキュメンテーションをサポートします。
- 多国間協定(MLI)が事業に与える影響を評価します。
- DAC6及びDAC7における潜在的な報告対象取引の整理のサポートを行 います。
- 事業に関連する国家補助のリスクを評価します。
- 国別報告書の作成の要否の検討及び必要な場合の実際の作成を支援 します。
- マスターファイル及びローカルファイルの作成を支援します。



## オランダ税制

#### 法人税

#### 節囲

一般的に、オランダ居住者である法人は、全世界所得に対して 法人税が課されます。ただし、一定の収入は課税ベースから免除または除外することができます。一方、非居住者である法人は、原則としてオランダ国内源泉所得のみが課税標準に含まれます。これらの企業にとっては、オランダの企業から得た収入等がオランダ源泉所得に含まれます。これは、オランダの恒久的施設またはオランダの恒久的な代理人によって運営される事業または事業の一部に帰属する収益です。

#### 居住地

オランダでは、法人の税務上の居住地は個別の事実関係により決定されます。法人の管理支配はこの点で重要な要素となります。オランダ法に基づいて設立された会社は、オランダの居住者とみなされます。オランダの税務上の居住者証明またはタックスルーリングを取得するためには、最低限の実体要件は、企業の経営と管理がオランダで行われていることを効果的に保証する指標となります。2021年1月1日以降、金融サービス会社に対する新たな2つの実体要件が追加されました(詳細は上述の「金融サービス会社に対する実体要件の追加」を参照)。

#### 税率

現行の標準税率は25.8%ですが、395,000ユーロ以下の課税 所得に対して適用される現行の軽減税率は15%になります。一 定の要件を満たす投資ファンドの法人税率は免税になります。

#### 課税標準

法人の所得は、「健全な商慣行」の原則に従って毎年決定されます。利益と損失は、一定の基本原則に基づき、各年に帰属されます。しかしながら、オランダの税法には健全な商慣行の概念から明らかに逸脱した規則が含まれています。例えば、税法は一部の資産の年間の減価償却を制限する可能性がありますが、他の資産の減価償却を加速させる可能性もあります。さらに、特別な財政政策の結果として、主要な規則に多くの例外があります。最も重要なものは資本参加免税です(この点、詳細は後述をご参照ください)。

オランダの税制は、特定の投資を刺激するなどの目的のため、いくつかの税制優遇措置があります。要件が満たされれば、小規模投資、エネルギー効率のよい環境資産への投資、研究開発活動に対する税制優遇措置が適用されます。詳細については、後述の税制優遇措置をご参照ください。オランダには、特定の要件を満たす船舶事業から生じる利益に対して任意の有利な制度もあります。

事業活動に対する収益は、第三者間取引価格でなければなりません。つまり、関係会社間の取引の条件、価格は、独立した第三者に適用されるものと同様でなければなりません。オランダ法人は、使用される取引価格について裏付ける適切な移転価格文書を作成し、保管する義務があります。移転価格文書には、機能リスク分析(機能、リスクおよび資産の記述)、経済分析(ベンチマークを含む)、移転価格ポリシーおよび内部契約の文書化が含まれます。

会社の状況に応じて、国別報告書、マスターファイル、ローカルファイルの文書化が義務付けられます(詳細は後述参照)。

もし関連会社間の取引が第三者間取引価格でない場合には、 課税所得は税務当局によって調整される可能性があります。さらに、第三者間取引価格と異なる取引は、実質的な資本の出資 もしくはみなし利益分配であると考えられる可能性があります( 後者は配当源泉徴収税が課される可能性があります)。これ は、オランダ税制とそれ以外の税制の間のミスマッチがある場合に追加的な利益が考慮される可能性があります。

独立企業間原則に基づく移転価格調整から生じるミスマッチの防止のための新規則

2022年1月1日以降、オランダ移転価格上、オランダ法人税側の 移転価格の下方修正(損金算入)は、取引相手側の課税所得 計算上、同様の移転価格の上方修正(益金算入)が行われてい る場合のみに認められることになります。

新たな規則は、特に国際的な状況下で、独立企業原則の異なる適用の結果生じる移転価格上の取り扱いの差異を排除することを目的としています。当該差異は、多国籍企業の課税逃れによる利益の一部となる可能性があります。

二重課税を回避するため、オランダでは一定の条件下で引き続き移転価格の下方修正が認められます。

#### 支払利息の損金算入

原則として、法人税の計算上、支払利息は損金算入されます。し かしながら、上述した過大利子税制等、いくつかの損金算入制 限規定があります。新しい過大利子税制は、支払利子の損金 算入が納税者のEBITDAの20%に制限されます(1百万ユーロ までは損金算入され、損金不算入額のまた繰越制度がありま す)。さらに、支払利息を損金算入することにより、税源浸食が生 じるのを防ぐため、特別な損金算入制限規定があります。

#### 減価償却

一般に、減価償却は、定額法、定率法により、過去の費用に基 づいて計算されます。しかしながら、オランダの税法には、不動 産、のれんおよびその他の資産の減価償却を制限する特定の 規定があります。

一方で、いくつかの特定の資産について加速償却や任意償却 も認めています。加速償却は、オランダの環境保護のための適 格投資に適用されます(資産の75%に対して加速償却が適用 でき、残りの25%に対しては通常の減価償却が適用されます)。 加速償却は、特定の他の指定資産、例えば起業家および海上 船舶の投資にも利用可能です。一定の条件の下では、無形資 産の取得原価を一度に費用化することができます。

#### 機能通貨

オランダの納税者は、申請により、特定の条件下で課税所得を ユーロ以外の通貨で計算することができます。申請は、設立の 最初の事業年度中、または新しい事業年度開始前になされな ければなりません。一方で、税金の納付は常にユーロで行わな ければなりません。

#### 資本参加免税

オランダの資本参加免税制度は、子会社が親会社に支払う利 益配当に対する二重課税を撤廃することを目的としています。納 税者は、適格株式保有(一般的には5%以上の保有割合)に関 連する配当や株式譲渡益などのすべての利益について、法人 税が免除となります。また、オランダ法人が配当を行う場合に、 オランダの配当源泉税が免税となります。もし納税者がいわゆ る動機テストを満たせず、資本参加が実際にポートフォリオ投 資とみなされる場合であっても、以下のいずれかに該当する場 合には資本参加免税が適用されます。

- ポートフォリオ投資の対象となる子会社が、オランダの基準 に照らして、十分に(少なくとも10%の実効税率で)課税され ていること(実効税率テスト)
- ポートフォリオ投資の対象となる子会社が直接または間接 に保有する資産の50%以上が、低税率ポートフォリオ投資 で構成されていないこと(資産テスト)

なお、資本参加免税の適用を受けるための、株式の最低保有 期間はありません。また、例外として、適格株式保有をしている 会社であっても、清算により生じる損失は、法人税上、控除する ことが可能ですが、2021年以降、損金算入要件が改正されてい ます。

資本参加免税の適用となる持分の譲渡及び取得に係る費用 は、損金不算入になります。

非適格ポートフォリオ投資の場合、間接税額控除制度が資本 参加免税の代わりに外国法人税に対して適用されます。アーン アウト(M&Aクロージング後の買収価額の調整)に関連する収 益および費用は課税対象外となります。また、株式の取得もしく は譲渡に関連する費用は控除対象外となります。

上述の通り、2019年から、CFC税制が導入されています。CFC 税制は、単独または関連会社と共に、低税率国等(税率が9% 未満の国もしくはオランダ財務省によって明示されているリスト に載っている非協力的管轄権)に所在する子会社の株式の50% 超を直接または間接的に保有する、または、低税率国等に所在 する恒久的施設を有する法人の納税義務者を対象としていま す。

#### 親子会社指令の導入

2016年1月1日以降、企業の納税者は、支払配当が子会社にお いて損金算入されるような場合には、当該受取配当について は、資本参加免税や外国税額控除を適用することができなくな りました。これは特定のハイブリッド金融商品の場合に該当する 可能性があります。納税者がどのような意図でそれらのハイブ リッド金融商品を採用したかは当該規定の適用には無関係と なります。これらの変更により、すべてのEU加盟国が義務付け ていたEUの親子会社指令の導入が実施されました。オランダ はこの点で実務的で納税者に寛容な方法を選択しています。な お、ハイブリッド・ミスマッチ及びATAD IIの詳細は前述をご参照 下さい。

現在の実体要件の適用範囲に中間持株会社を含むように改 正されました。しかし、一般的には、既存の実務に大きな変更は ありません。

#### イノベーションボックス税制

自社で開発した無形資産から得られる使用料を含む利益に関して、特別な制度が適用されます。イノベーションボックス税制により、納税者は、特定の条件の下で、これらの無形資産から生じる利益に対してより低い実効税率を適用することが可能になります。イノベーションボックス税制による実効税率は最大9%になります。

イノベーションボックス税制は、主にオランダで行われる革新的な活動の利益に適用される非常に重要な制度です。他の制度(後述の「税制優遇措置」を参照)と組み合わせることにより、オランダは研究開発活動を行っている企業にとって理想的な場所になります。

#### 連結納税制度

オランダ法人である親会社とそのオランダ子会社は、一定の条件の下で、連結グループ(Fiscal unity)を構成することにより、オランダ法人税法上、1つの課税事業体として取り扱われることを選択することができます。連結納税制度の下では、連結グループ内の法人間の取引は排除され、連結グループに含まれる法人の事業収入が、法人税の計算の対象となります。オランダの税務上および租税条約の規定上、オランダ居住者となる法人は、この制度を選択することができます。一定の条件の下では、非居住者の納税者は、恒久的施設を通じて、オランダで事業を営んでいる限り、オランダの連結納税グループに含めることが可能です。

この制度を適用するための主な要件として、親会社が1社以上のオランダの居住法人の株式の95%以上直接または間接に保有していること、有効な経営管理の場所がオランダにあること、連結グループ内の法人が同じ税制を課されていること、が必要になります。

連結納税のメリットは以下の通りです。

- 単一の法人税申告書を提出できる
- 連結グループの課税所得の計算上、連結グループ間での損益を相殺できる
- 連結グループ内の一定の法人間取引を排除できる

連結納税のデメリットは、各企業が連帯して租税債務を負い、特定の税制優遇措置の適用が限定される可能性があり、軽減税率の対象となる課税所得や他の基準を共有する(個別に使用できない)ことです。

法人税目的の連結納税は、税務当局に申請書が提出された後 に適用開始となります。最大で3ヶ月間の遡及適用が可能とな ります(当該期間中に要件が満たされている場合に限ります)。 もし、オランダの親会社とオランダの孫会社の間の中間持株会社がEU/EEA加盟国内の法人で、かつ、その他の要件が満たされている場合には、当該中間持株会社を除いて、オランダの親会社とオランダの孫会社との間で連結納税グループを形成することが可能になりました。また、2社のオランダ子会社を保有する親会社がEU/EEA加盟国内の企業であり、かつ、その他の要件が満たされている場合には、親会社を除いた2つのオランダの兄弟会社間で連結納税グループを形成することも可能になりました。さらに、EU企業のオランダの恒久的施設との連結納税グループの形成もかなり容易になりました。

2018年1月1日よりECJの判例によりいくつかの規定の改正が行われ、これによって連結納税の効果が覆されてしまう可能性があります。これらの改正は、ECJの判例に基づいて実施されることになりました。この改正により、とりわけ、関連当事者の負債に対する利子に関する規定、ポートフォリオ投資の場合の資本参加免税制度の規定、資本参加免税制度の課税のミスマッチの防止規定、および支配株主の著しい変化があった場合の欠損金利用に関する規定の適用にあたっては、連結納税制度の適用がなかったものとみなされることになります。

#### 欠損金の取り扱い

2022年以降、繰越欠損金は無制限に繰越が認められることになりました。ただし、一方、最初の1百万ユーロの課税所得に対しては全額繰越欠損金の相殺が認められるものの、それを超える課税所得に対しては50%のみ相殺が認められることになります。

また、企業の究極の親会社による投資持分が30%以上変更した場合、欠損金の利用制限が課される可能性があります。

外国の恒久的施設に関して、原則として、国境を越えて、損益通算することはできません。つまり、外国源泉の損失はオランダ源泉の所得と相殺することはできません。ただし、外国の事業運営の終了時に実現した損失(最終的な損失額)については例外となります。外国の恒久的施設の最終的な損失額が、オランダの法人税計算上、考慮されます。

#### 国外所得と二重課税排除

オランダ企業の全世界所得が、オランダの法人税の課税対象 に含まれますが、通常、二重課税排除の規定が適用されます。 オランダは、国際的な二重課税の回避のために約100の租税 条約を締結しています。二重課税排除が適用されない場合、オ ランダは一方的な二重課税の軽減措置を提供することがありま す。さらに、納税者は、EU指令およびEU法により、有利な規定の 恩恵を受けられる可能性があります。なお、オランダは、90ヶ国 を超える他の管轄区域と同様、OECDの多国間協定(MLI)を署 名しており、租税条約に関連する租税回避に対する複数の措置 を講じています。他の50以上の管轄区域と同様、オランダはMLI を批准しており、当該国・地域との間の租税条約に影響を及ぼ す可能性があります。

外国法人から受ける配当(資本参加免税の適用がないものに 限る)、利息、使用料に対する二重課税は、オランダの租税条約 がある場合、もしくは、法人税の納税者が発展途上国の法人で ある場合には、税額控除により二重課税が排除されます。もし、 租税条約や一方的な救済措置が適用されない場合には、課税 所得を計算する際に支払われた外国税額の控除が認められま す。

外国の事業活動から利益を得るオランダ法人の納税者に対す る二重課税軽減措置があります。納税者の全世界所得は、オラ ンダの税法基準に基づいて決定され、その後、国ごとに「適格お よび非適格な外国源泉の事業収益項目」と同等の金額だけ減 額されます。例えば、適格な所得項目には、外国に所在する恒 久的施設に帰属する事業利益や、他国に所在する不動産から の収入が含まれます。

ほとんどの場合、上述の通り、海外配当は資本参加免税により オランダ法人税では免税となります。その結果、外国源泉税を 控除することができず、関連する企業にとって実質的な費用とな ってしまいます。しかしながら、もしオランダ法人がそのような配 当を親会社に再配当する場合には、オランダの配当源泉税か ら、外国の源泉徴収税額を控除することが可能となります。控 除額は、最大で配当の支払額の3%相当となります。租税条約 の基本的な方針として、オランダでは、配当源泉税の減免に関 する合意を達成することを目指しています。

2022年1月1日以降、オランダ政府は法人税と配当源泉税及び 賭博税の相殺が制限されることになり、当該措置によって毎期 の法人税からの源泉税の控除が制限されます。また、相殺され なかった源泉税は翌期に繰り越されます。

#### 出国税

法人の居住地をオランダから他国に移したい場合、実現利益と 未実現利益(のれん等)に対して、出国税が課されます。課税額 は移転時に計算されます。移転先の国がEU/EEA加盟国内に ある場合、一定の要件および申請のもと、当該課税は5年間に 分割して支払うことが出来る可能性があります。なお、本出版物 の作成時点で、特定の状況下でオランダからの出国に対して配 当税を課すことが議論されていますが、現在提案されている法 案がいつ発効されるかは未定です。

- オランダ法人税と配当源泉税の申告に関するアドバイスを行います。
- コンプライアンス手続き等に関する支援をします。
- 親子会社指令もしくはその他のEU指令の影響に関するアドバイスを行います。
- イノベーションボックス制度の適用に関する支援をします。
- 連結納税制度および資本参加免税に関する支援をします。
- CFC税制のような租税回避規定の影響及び過大支払利子税制による支払利息の損金性に 関するアドバイスを行います。



#### 付加価値税(VAT)

#### EUにおける制度

オランダの付加価値税制度(VAT)は、EU規制に基づいており、EUの他の地域で使用されているものと本質的には同じです。しかしながら、EU加盟国間では、特に付加価値税率、付加価値税の要件、および適用可能な事業等に関して、いくつかの重要な違いがあります。

#### 付加価値税制度

VATは実質的には消費支出に対する税金です。したがって、理論的には、事業活動に対して、税金の最終的な負担がかかるべきではありません。この点、インプットVAT控除の仕組みにより、この目的は達成されています。企業が商品やサービスを購入する場合、通常はVATをサプライヤーに支払います(インプットVAT)。企業が商品やサービスを他の事業者や最終消費者に販売する場合、VATの具体的な免除規定が適用されない限り、通常、VAT(アウトプットVAT)が課されます。もし、課税対象となるもののみを生産する事業である場合は、受け取ったインプットVATは、一定期間ごとに合計され、支払ったインプットVATから控除した上で、差額を税務当局に支払い(もしくは還付請求)する必要があります。その結果、最終消費者は購入した商品やサービスの最終価格に対するVATを負担することになります。

物品またはサービス供給取引が0%税率もしくは免税とならない限り、事業を行う過程で、課税対象者によりオランダで実施された商品およびサービスの供給に対して、VATが課されます。VATの課税事業者は、オランダで事業活動を行っている事業者となります。さらに、課税対象者または非課税法人によるオランダのイントラコミュニティ内(つまりEU内)の取得、イントラコミュニティ内の輸送サービス、および商品の輸入も、課税取引となります。

上記のすべての行為は、非居住者によって行われている場合でも、オランダで行われた場合は課税対象となります。

さらに、オランダでは、財務的および経済的並びに組織的な関係性により互いに密接な関係がある法的に独立した複数の事業者を、単一の課税対象者(連結納税/VATグループ)として取り扱うことが認められています。

もしオランダでの取引に対してVATの納税義務がある場合には、VAT登録を行う必要があります。

持株会社および/または金融会社のVATポジションには特別な 注意を払う必要があります。

#### 税率

現在、オランダ VATの標準税率は21%です。また、特定の生活必需品やサービス(例えば、飲食品、旅客輸送、特定の労働集約的な修理および保守活動)には、軽減税率の9%が適用されます。0%税率は、例えば商品の輸出に適用されます。

さらに、教育サービスや医療サービスなどの様々なサービス提供に係るVATが免税となります。0%税率と免税の違いは、VAT免税取引のために生じた費用にかかるVATが、インプットVATとして控除できないことです。原則として、0%税率の取引の場合は、インプットVATの全額控除が可能です。

#### 輸入VATの繰り延べ

他のEU加盟国とは異なり、オランダは輸入時に、実際に支払う輸入VATを繰り延べることができる制度を導入しています。商品がEU内に輸入される際に輸入VATを支払う代わりに、当該支払いをVAT申告時まで繰り延べることができます。このシステムでは、輸入VATが申告されることになりますが、この金額は同じVAT申告の中で同時に差し引くことができます。その結果、原則として輸入時に実際にVATの支払いがなくなり、キャッシュフローの不利益を避けることができます。

#### 定型フォームのない管理と電子インボイス

他のヨーロッパ諸国とは異なり、オランダでは自由なフォームでの管理が認められています。内容、可読性、そして7年間(不動産に関連する場合は10年間)の保管義務に関する一般的な要件がいくつかありますが、オランダ税務当局の要請があった際に、データを見やすく、かつ、分かりやすく利用できるようにされている限り、基本的には事業者はどのように管理するかについては自由に決定することができます。これにより、オランダの企業は、他のEU加盟国と比較してオランダのこれらの管理義務を比較的容易に遵守することができています。

もう一つの利点は、オランダが定型フォームのない電子インボイスを認めていることです。標準的な請求書発行の要件は満たされなければなりませんが、信頼性、内容の完全性、電子的に保管された請求書の可読性が保証されている限り、電子インボイスが送られる方法は事業者に任されています。



#### VAT環付申請

一般的なVAT環付申請は、オランダで数週間以内に処理され、 これはキャッシュフローの観点から有利となります。

#### クイックフィックス

オランダは、EU域内のB2Bのクロスボーダー取引を対象とする 4つのVAT制度の改善のための短期措置(クイックフィックス)を 導入しました。これらのクイックフィックス(QF)は、会社の管理シ ステム、VAT登録、契約書、電子を含む書類や請求書に影響を 及ぼします。

#### QF1:VAT識別番号及びEUセールスリスト

2020年1月1日以降、EU域内のB2Bのクロスボーダー取引につ いてゼロ税率を適用するための要件として、顧客のVAT登録番 号の入手と検証及びEUセールスリストの申告が厳格化されま す。

実務的な影響としては、企業が全ての顧客のVAT識別番号を ERPシステムに含める必要性が高まっています。その理由は、 顧客の正確なVAT識別番号を記載した請求書を発行し、正しい 情報を記載したEUセールスリストを提出する必要があるためで す。

従って、顧客のVAT識別番号を定期的に(又は出荷前に)EU VIESシステムで検証することが重要となります。また、当該管理 の適切な文書化もこの点において非常に重要となります。さら に、正確な情報を記載したEUセールスリストの申告はゼロ税率 を適用するための厳格な条件になります。オランダでは、当該 提出者の申告漏れの修正が認められます。

#### QF2:輸送証明

EU域内供給にゼロ税率を適用するために必要な証明書類の 共通の枠組みが導入されました。

供給者又はその代理人が輸送を行う場合、輸送証明は相互に 独立した2つの関係書類である必要があります(例:署名済みの CMRと商品のそれぞれの供給に対する輸送保険契約の組み 合わせ)。買い手が輸送を手配する場合、供給者は買い手(取 得者)からの書面による声明を保有することが求められます。供 給者が必要な証憑を保有している場合、商品はあるEU加盟国 から他のEU加盟国に輸送されたと推定されます。税務当局は、 輸送が実施されていないことを証明できる場合、当該推定に対 して反論を行うことが認められています。

これらの新たな規定は、現在の(オランダの)VAT実務には影響 しません。現在オランダの規定、CJEU及び国内の判例に基づ き十分な証拠とみなされている全ての証憑は、輸送の十分な証 拠として引き続き認められます。

#### QF3:コールオフストック

コールオフストックの場合、供給者は、事前に商品を倉庫又は顧客が指定する場所に移動させておき、顧客が適時に商品を当該保管場所から引き取るものであり、VAT供給として取り扱われます。

会社が他のEU加盟国に所在する倉庫に自社在庫を移送する場合、当該供給者は、商品の発送側のEU加盟国の(架空の) EU域内供給及び商品の到着側のEU加盟国のEU域内取得として報告することが求められます。その後の顧客への実際の商品の引き渡しは当該倉庫が所在するEU加盟国の国内納品となります。従来では、供給者は他のEU加盟国への在庫の移送と実際の商品の供給について当該EU加盟国においてVAT登録及び関連するVAT申告が求められていました。2020年に導入された現行制度では、一定の条件の下、他のEU加盟国への物理的な商品の移動は(架空の)EU域内供給を構成しないため、当該供給者はそのEU加盟国のVAT登録を行う必要がありません。顧客が1年以内に商品を引き取ることが条件の一つとされています。

コールオフストックの移転について全てのEU加盟国で平等に取り扱われるため、コールオフストックに関する新たな規定は統一されたシステムを提供します。これらのコールオフストックの適用は選択制ではなく、適用が必須となります。

#### QF4:チェーン取引

国境を越えたチェーン取引は、複数のEU加盟国の取引当事者間の商品の連続した供給から構成されますが、当該チェーン取引において実際に国境を越えた商品の輸送は一回のみであることが通常です。

VATの観点からは、当該輸送はチェーン取引の中の供給の一つのみに割り当てられるため、EU域内供給としてのVATのゼロ税率は当該一つの取引のみに適用できます。他のチェーン取引における供給は、通常、各EU加盟国のVAT登録につながります。

2020年の規則では、ゼロ税率が適用されるイントラコミュニティ供給は、チェーン取引における輸送手配者を基準として免税取引を認定することになります。

しかしながら、供給者(仲介者)がサプライチェーンにおける最初の企業ではなく、かつ、輸送元のEU加盟国のVAT識別番号を有している場合、ゼロ税率のイントラコミュニティ供給を自ら実施しているとみなされます。この場合、仲介者への供給は現地供給となり、仲介者による供給がゼロ税率のイントラコミュニティ供給となります。

#### VATと電子商取引

2021年7月以降、新たなEコマースのVAT制度下で、デジタルプラットフォーム事業者は複雑なVAT規則と広範囲にわたる管理及びデータ保持義務に直面しています。一定の条件下では、プラットホーム自体が商品の供給者とみなされます。電子商取引のための新たなVAT規則は、いわゆるワンストップショップVAT申告によるVATの報告を促進します。報告義務を促進させるために、システムに特定の設定が必要があります。

- VATの管理体制の構築支援を行います。
- VATの観点からERPシステムの調整を行います。
- VATに関連するすべてのデータを分析するSAPシステムの拡張方法に関する アドバイスを行います。
- クイック・フィックスの影響分析を行います。
- 電子商取引のプラットフォームが適切なVAT処理を行うための各種サポート を行います(例え供給者が誤った情報を提供する場合も)



#### 関税と物品税

#### EU関税同盟

優れた物流インフラを理由として、オランダはEUの主要な物流 ハブに選ばれています。これはブレクジットによってEUに輸入を 行う英国法人にも従来以上に当てはまります。EU外からオラン ダに商品を輸入する場合、商品は関税のために申告されなけ ればならず、通常、関税とVATの対象になります。EUは関税同盟 であり、これはEUが関税上、単一の領域として扱われ、原則とし て、各加盟国で同じ規則と税率が適用されることを意味します。 また、一度、商品がある加盟国ですべての納税と輸入手続きが 完了している状態となると、それ以上の関税の支払いまたはそ れ以上の手続きなしに、他のすべての加盟国間で自由に移動 できることを意味します。

しかしながら、規定はEU全体で同じですが、解釈や適用はEU 加盟国によって異なる場合があります。開放的でビジネスに優 しい環境を持つ貿易国であるという長い伝統のおかげで、オラ ンダ関税局は関税調査に関して柔軟であることで知られていま す。これは、低い関税が徴収されたり、管理が行われていないこ とを意味するものではありませんが、オランダの関税局は、通 常、会社の業務にほとんど影響を与えないような方法により、管 理や監督を行っています。

#### 関税

EU外から輸入された商品に対して支払う関税の額を決定する3 つの要素が存在します。

#### 分類

関税の額は、商品がEUの合同課税品目分類表(EUのコードと 税率のリスト)の中で、どのように分類されているかによって決ま ります。これは、商品が価格に応じた関税率(つまり、価格に対 する税率が定められている)もしくは、特定の関税率(例えば、分 量当たりの金額が定められている)が課されるものか、または、 関税が全く課されないものか(すなわち、0%)を決定します。

申請時に、オランダ関税当局は、商品の分類について決定を下 します。拘束的関税分類情報(BTI: Binding Tariff Information)は、各EU加盟国のBTI保有者と関税当局の両方 に拘束力を課すため、分類の確実性を提供します。私たちは商 品の分類を決定し、その後BTI申請の準備と実証を支援するこ とができます。

#### 評価

価格に応じた関税率を課される場合、EU関税評価ルールは WTOの評価ルールに基づいており、同様に基本的なルールと して取引価値法を適用することが求められています。これは、実 際に支払われた、または、支払われる価格が、関税価格の基礎 となることを意味しており、すなわち、価格は売買取引に基づくこ とになります。関連当事者間の取引は、基本的に取引価格のた めの基礎として認められます。しかしながら、関税当局は、第三 者間取引価格を実証することを要求する可能性があります。そ のような取引価格が利用できないか適用できない場合にの み、代替の方法が適用されることがあります。

売買取引を関税の課税標準として使用する場合、特定の原価の 要素(例えば、EUの国境への輸送と保険、研究開発費やロイヤ ルティの支払いなど)が支払った価格に含まれない場合には、 それらが追加されます。特定の原価の要素(例えば、内陸輸送 または設置)が支払った価格に含まれている場合には、一定の 状況では、それらが除外されます。商品がEUに入った時点で複 数の取引の対象になっている場合、これらの取引のうち一つの みが関税価格の基礎として利用できます。輸入者は、どの取引 を関税価格の基礎として適用するかを自由に選択することはで きません。EUの規則解釈では、商品の発注を取引の開始とみ なすこともあるため、関税価格の正確な基準を決定することは 必ずしも容易ではありません。

#### 原産地

EUは多数の国々との自由貿易協定や特恵貿易協定を締結して います。これにより、特定の厳格な規則に基づいて、それらの国 々から原産地とする商品を、軽減税率もしくは0%税率で、EU内 に輸入することが可能となります。近年、EUは様々な新しい自 由貿易協定を締結しており、日本、英国、シンガポール及びベト ナムとの自由貿易協定が最も新しいものになります。

しかしながら、EUは、商品の輸入時に、反ダンピング、反補助金 (対抗措置としても知られています)、セーフガード措置のような、 貿易防衛措置を適用しています。これらは、特定のリストアップさ れた国に由来する商品に適用されることがよくあります。したが って、調達または生産の関税の取り扱いには注意を払う必要が あります。

#### 関税停止措置

米国とは異なり、EUは支払った関税に関する一般的な還付制度はありません。これは、商品が輸入され、その後、再輸出されるとき、輸入時に支払われる関税は還付されないということを意味しています。したがって、EU市場向けではない製品に対する不必要な関税の支払いを避けるために、様々な中継地の取り決めを、輸送(通関)、保管(保税倉庫)、加工(保税加工)のために申請することができます。これらの取り決めの一部は、関税と輸入VATの支払いの繰り延べのためにも適用される場合があります。このような中継地の制度を適用するためには、通常、EUに設立された企業のみが利用可能となっている許可が必要になります。

基準を満たしていれば、輸入業者が使用できる可能性がある、 関税の免除規定があります(例:輸出後にEUに返品される商品 に対する関税の免除)。 さらに、輸入、輸送及び/または輸出の際の関税手続きのため に簡素化された手続きを用いることができます。これらの簡素 化された手続きは、物理的な関税の検査監督ではなく、法人の 管理における監督をすることにより、物流業務のより柔軟な取り 扱いが可能となります。

簡素化は、輸出の原産地証明書、または請求書のような商業文書上の原産地国文書の自己発行にも関連します(許可された輸出者)。そのような原産地証明書または原産地書類に基づき、軽減税率が課される可能性があります。

#### 物品税

物品税は、特定の消費財に支払われる消費税であり、欧州の 事情により、規定されています。消費可能な商品には、ビール、ワイン、スピリッツ、たばこ、鉱物油製品があります。支払うべき金額は多額であり、手続きに関する規則は複雑です。したがって、輸入開始前に確認しておく必要があります。

- 商品の分類およびそれに従った関税率の確認に関する支援
- BTIの申請
- グローバル物流マネジメントシステムの導入支援
- ・ 正しい関税価値の決定(どの原価要素が含まれ、除かれるべきか)
- ・ 許可された輸出者の権限の申請
- システム等を用いた関税手続きの管理強化の支援
- 自由貿易協定等を用いることによりEUでの関税額を減らす余地がないかの検討支援
- 各種関連する申請のサポート
- 商品が消費財となるかどうかの決定プロセスの支援



#### 個人所得税

オランダでは居住者は全世界所得に対して課税されます。非居 住者は、特定のオランダ源泉所得から得られた収入(主に雇 用、取締役報酬、事業収入、オランダの不動産からの収入)の みに対して課税されます。

#### 居住地

個別の事実関係により個人の居住地が決定します。異議があ る場合には、オランダの税務裁判所は個人とオランダとの関連 性を調べます。結婚している個人が家族をオランダに帯同させ る場合、または、単身者としてオランダに1年以上滞在する場合 には、駐在員は、一般にオランダの居住者とみなされます。

#### 適格非居住者

オランダの適格非居住者(すなわち、EU、EEA、スイス、BES諸 島に居住し、オランダで世界の所得の90%を享受している人) は個人/家族控除、税額控除など、通常はオランダの居住者の みが利用できる規定を利用する権利を有しています。

30%ルーリング(後述の「域外費用と30%ルーリング」をご参照 ください)の規定に基づき、居住者とみなされる従業員は、部分 非居住者として扱うことを選択することができます。この点、「部 分的」とは、ボックス1に関しては居住者として取り扱われ、ボック ス2およびボックス3に関しては非居住者として扱われることにな ります(各ボックスの説明は後述をご参照ください)。

オランダでは、全世界所得は、3つの課税所得の種類に分けら れ、それぞれの収入は独自の制度の下で別々に課税されます。 これは「ボックス」と呼ばれます。各ボックスには独自の税率が あります。個人の課税所得は、これらの3つのボックスの所得の 合計に基づいています。

#### ボックス1

#### 節用

ボックス1では、労働と住宅の所有からの所得が課税所得となり ます。起業家および雇用所得と主たる住居の所有権(所得とみ なされる)が含まれます。

#### 税率

ボックス1は累進課税です。

所得(EUR)	税率 (%)	社会保険料 (%)	合計 (%)
0 - 35,472	9.42	27.65	37.07
35,472 - 69,398	37.07	None	37.07
> 69,398	49.50	None	49.50

#### 課税所得

ボックス1に関しては、オランダで事業を行っている外国企業の 従業員に最も関連があるため、雇用と家屋の所有からの収入 のみについて取り上げます。

従業員がオランダの給与計算に入っている場合、賃金税が給 与から引き落とされます。従業員の所得税の前払いとして、雇用 主によって控除され支払われます。これは、雇用関係では、原 則として現物のすべての給付は課税所得とみなされます。この ような給付には、住宅手当、カンパニーカーの個人的な利用、 従業員ストックオプション、一時帰国手当、配属前および配属後 のボーナスが含まれます。雇用主が払う新規雇用の受入れに 関連する引越費用は課税対象ではありません。将来の年金支 払い時に課税されるため、承認された年金制度への雇用主に よる拠出は課税対象ではありません。報酬に基づく株式からの 収入および利益は、通常、給付が権利確定(株式)または行使 された時点(株式オプション)で課税されます。

「過度な報酬」に関する規定により、ボックス1において、「有利な 投資」(利子の扱い)が生じます。過度な報酬からの収入と譲渡 益は原則として「その他の活動から生じる収入」とみなされま す。特定の状況下では、その収入はボックス2(26.90%の低い 税率)で課税される場合があります。

住宅の融資、改築、または維持に関連する住宅ローンの利息の 支払いは、ボックス1の所得から控除することができます。控除 額を決定するために、通常、資産価値の0.45%のみなし収入が 用いられます。資産価値が1,130,000ユーロを超える場合に は、1,130,000ユーロを超える部分の金額に対して2.35%が用 いられます。2013年1月1日以降に締結された住宅ローンに係 る支払利息については、その住宅ローンの全額が30年以内に 定期的に払い戻される場合には、その支払利息を控除すること ができます。2014年1月1日以降は、控除率が段階的に引き下 げられています。2022年に関しては、支払われた住宅ローンの 利子が、最大税率40%から控除されることになります。住宅ロ ーンの利子控除は2024年に37.03%まで引き下げられます。

#### 税額控除

納税者は一定の場合、税額控除を受けることができます。基礎 控除に加えて、納税者の個人的状況(例えば、一人親の場合) に応じて、いくつかの他の税額控除を申請することができます。

#### ボックス2

節用

ボックス2では株式からの課税所得となります。

ボックス2の税率は26.9%になります。

#### 課税所得

5%以上の株式を保有しているオランダの居住者、または、5% の株式を取得する権利を有するオランダの居住者は、実質的 株式を所有することになります。この実質的株式の所有から生 じた所得はボックス2で課税されます。配当および1つまたは複 数の株式または権利の売却益がこの所得に含まれます。ボック ス2は、オランダに拠点を置く企業の実質的株式を保有している 場合にのみ、非居住者に対しても適用されます。

#### ボックス3

節用

ボックス3は、貯蓄と投資から得られる(みなし)所得に適用され ます。

#### 課税所得

貯蓄や投資からの収入は課税されません。しかし、1月1日に評 価された純資産(資産から負債を差し引いた金額)は、年間一 定の投資収益率を生むものとみなされます。純資産の金額に 応じて、固定の投資収益率が決められています。この固定の投 資収益がボックス3で課税されます。日常使用されておらず、ボッ クス1またはボックス2で課税されていないすべての純資産はボ ックス3に分類されます。

居住者および非居住者の課税所得の一部は免税となります (2021年:大人1人当たり50,000ユーロ)。また、いくつかの特別な 控除が適用されます。非居住者に対しては、一定のオランダの 資産のみが課税対象となります(例えば、自宅として使用されて いないオランダの不動産、株式や雇用に関係のないオランダで 収入を得る権利)。

資産	想定利回り	実効税率
Up to €50,650	Tax free	0.00
€50,650 - €101,300	1.82	0.56
€101,300 - €1,013,000	4.37	1.35
€1,013,000 and more	5.53	1.71

#### ボックス3の今後見込まれる改正点

オランダ政府はボックス3の課税制度の改正を行う意向を公表 しました。当該改正は新内閣の下でさらに進められることが見 込まれます。当該改正内容は、みなし申告に基づく貯蓄と投資 からの所得を課税するのではなく、貯蓄と投資が生み出す実際 の申告に基づいて課税することになります。当該新制度は2025 年1月1日から施行される見込みです。

#### 外国税額控除

居住者と部分的非居住者は租税条約等により二重課税を排除 することができます。

#### 社会保障

オランダには、雇用主と従業員の両者が拠出する広範囲な社 会保障制度があります。オランダの社会保障制度は、他の欧州 の社会保障制度と比較して、社会保障の拠出金額の上限額が 低く設定されています。

社会保障制度は以下のように分類することができます

- 国民保険:国民保険制度の下では、最大35,472ユーロまで の所得に対して拠出金が徴収されます。現在、拠出金は年 額の上限が9,808ユーロで定められていますが、ここから、 いくつかの控除を適用できる可能性があります。従業員が 支払う拠出金は、課税所得から控除することはできません。 国民保険の拠出金と個人所得税は、ボックス1で併せて徴 収されます。
- 従業員保険:従業員保険は雇用主によって支払われます。 失業と障害に対する拠出金がこれに含まれます。無期雇用 の場合は平均で約7.027ユーロ、有期雇用の場合は平均で 約10.013ユーロが拠出されています。これは小規模な雇用 主に該当することを前提としています。
- 健康保険:従業員は、国際的な健康保険が利用できるかど うかにかかわらず、オランダの健康保険会社と個別に健康 保険契約を締結する必要があります。さらに、雇用主も同様 に拠出する必要があります。拠出額の上限は4,000ユーロ です。

# 域外費用と30%ルーリング

国外から雇用または出向された従業員が実際に負担する費用 は、これらの経費が証明できる場合には、税金が払い戻されま す。これらの域外費用には、基本的に、オランダに居住していな かったとした場合にその従業員が負担しないはずだった全ての 費用が含まれます。域外費用と見なされる費用には、特に、国 外の住宅、語学コース、居住許可、一時帰国に関連する費用が 含まれます。

一定の条件が満たされれば、オランダで働く外国人従業員は30 %ルーリングの適用を受けることができます。このルーリングに より、雇用からの収入の30%に相当する金額を無税で従業員 に支払うことができます。30%ルーリングとは別に、雇用主は従 業員の子供のためのインターナショナルスクールの学費を全額 免税することができます。

30%ルーリングにより減額される税額により、すべての域外費 用はカバーされていると考えられます。したがって、もし30%ル ーリングが適用される場合には、実費の域外費用の払い戻し は、30%ルーリングの適用に加えて行うことはできません。ただ し、実際の域外費用が30%ルーリングにより減額される税額よ りも高い場合は、費用の証明があれば、域外費用の払い戻しを 適用することができます。

30%ルーリングの適用のための要件は以下の通りです。

- 外国人従業員は、オランダの労働市場で入手できない、もし くは、不足している特定の専門知識を有している必要があり ます。これは以下の給与基準により判断されます。ネット給与 額が39,467ユーロ(30%ルーリングを含むグロス給与額は 56.381ユーロ)が最低限必要になります。30歳未満の大学 の学位を持つ場合、ネット給与額が30.001ユーロ(30%ルー リングを含むグロスの給与額は42,859ユーロ)の低い基準 が適用されます。
- 従業員は、オランダで雇用される前の24ヶ月のうち2/3以上 の期間を、オランダ国境の半径150キロ圏外に住んでいなけ ればなりません。
- オランダで雇用を開始してから4ヵ月以内に30%ルーリング の申請をしなければなりません。この期間を超えた場合、ル ーリングは、申請が行われた月の翌月以降にのみ適用され ることになります。30%ルーリングは、従業員がオランダの賃 金税台帳に含まれている場合にのみ適用可能となります。

2019年1月以降、30%ルーリングおよび域外費用の税額の払 い戻しの適用期間は、5年となります。

また、30%ルーリングは、オランダの雇用が終了した時点の賃 金税の計算期間の翌計算期間終了時に失効します。30%ルー リングは、出国後に得た所得には適用されません。したがっ て、30%ルーリングは、原則として、オランダから出国後に課税 対象となる賞与や株式から生じる利益に対しては、適用されま せん。

#### 30%ルーリングの計算例

この計算例は、年間75,000ユーロの給与と年間10,000ユーロの 域外費用がある出向者に対して、30%ルーリングの適用の有無に よる実効税率の違いを示したものです。

	30%ルーリング あり	30%ルーリング なし	
雇用者からの グロス給与	€ 75,000	€ 75,000	
減算: 域外費用	€ 22,500	€ 10,000 (実際のコスト)	-/-
(30% of remuneration)	€ 10,000	€ 65,000	
(actual costs)	-/-	€ 14,287	-/-
所得税上の課税対象	€ 52,500	€ 65,000	
減算: 所得税	€ 9,653	€ 14,287	-/-
減算: 国民保険拠出	€ 9,808	€ 9,808	-/-
加算: 各種控除	€ 4,355	€ 2,875	+
ネット給与	€ 59,893	€ 53,780	
実効税率	20%	28%	

# 給与税

オランダに居住または恒久的施設を有する個人事業主、また は、人員を雇用している個人事業主は、給与税を源泉徴収する 義務があります。オランダに居住しておらず、かつ、従業員(その 給与所得がオランダで課税されるものに限る)を有する個人事 業主は、オランダでの給与税の源泉徴収代理人になることを選 択できます。

給与税の源泉徴収代理人は、従業員の賃金から賃金税および 国民保険料の源泉徴収と、従業員の保険料と健康保険法に基 づく所得関連の拠出金を負担することが義務付けられていま す。社会保障保険料は、従業員がオランダの社会保障制度によ って保護されている場合にのみ支払われるものです。

賃金税および国民保険料は、従業員の所得税に対する源泉税 です。医療保険法に基づく保険料および所得関連拠出は、雇用 主の負担です。2022年の場合、従業員の保険料の上限は無期 雇用の場合は約7.027ユーロ、有期雇用の場合は10.013ユーロ であり、医療保険法に基づく所得関連の拠出金の上限は4,000 ユーロです。

賃金は、雇用契約に従って従業員が受け取るすべてのものを意 味すると理解されていますが、一部の項目は一般的な業務関連 費用スキームまたは特定の免除規定に基づき、免税となる場 合があります。従業員への精算や現物給付を行っている雇用者 は、賃金税への影響を検討する必要があります。特定の免除規 定(例えば、オランダの年金給付および特定の賞与の受給権に 関する免除規定)が適用されない場合には、精算または現物 給付は、従業員の個人賃金か、または、業務関連費用スキーム に含まれます。

# 業務関連費用スキーム

業務関連費用スキームでは、雇用主は精算や無税の現物給与 の支給を提供することができます。業務関連費用スキームの予 算は、2021年にわずかに増加し、従業員に対する年間支給額 の最初の40万ユーロまでは3%、課税支給額の残額については 1.18%となっていました。2022年は、最初の40万ユーロまでに適 用される予算が再び1.7%に減少しています。

さらに、いくつかの特典を当該スキームの予算内に含めることな く、課税なしで提供することができます。当該スキームの予算枠 を超過した場合には、雇用者は超過額に対して80%の税金を 支払わなければなりません。



業務関連費用スキームでは、精算額が通常必要であると認め られる範囲から大幅に(30%以上)乖離していない点に注意が 必要です。さらに、特定の給付は、強制的に個人の給与となるた め、業務関連費用スキームで非課税とすることができません。こ れは例えば社用車の私的使用などが該当します。

業務関連費用スキーム下における新たな免税制度 2022年現在、企業は特定の在宅勤務手当の免税制度の下で 在宅関連費用を経費精算することができます。この免税制度 は、在宅勤務1日あたり最大2ユーロの固定額が適用されていま す。ただし、在宅勤務手当と通勤費の免税の両方を同じ勤務日 に適用することは認められません。通勤費と同様、期間ごとに 一定額の手当を支給することができます。

当該免税制度を適用するためには、特に在宅勤務費用と通勤 費の免税は同じ勤務日に適用できないため、従業員が通常自 宅で勤務する日数を把握することが重要になります。在宅勤務 日数について従業員と特定の契約を締結している場合、契約比 率から逸脱があっても、固定手当の調整を行う必要はありませ ん。ただし、契約の大きな変更があった場合、在宅勤務費用及 び通勤費の固定手当を調整する必要があります。

# ジェンダー・クオータ制度(Gender quota)

新制度は2022年1月1日から施行されます。上場及び非上場の BVとNVを含むオランダの大企業は、取締役会及び監査役会に おけるバランスの取れた男女比の配分を目指すことが法的に 義務付けられている。この新制度の一部として、上場企業の監 査役会の少なくとも1/3が女性で、少なくとも1/3が男性でなけれ ばならない要件が追加されました。この制度は新しく任命される 役員に対して適用されます。そのため、監査役会の男女構成比 率が均衡しない場合、全ての役員は男女比率の適正化に尽力 することが求められます。

さらに、企業は、トップマネジメントとサブトップマネジメントにお けるジェンダーバランスを改善するために適切な目標を設定す ることが求められます。Social Economische Raad(SER)はプ ラットフォームを介して結果をモニタリングします。

- 賃金税や業務関連費用スキームについて助言します。
- オランダの給与計算のセットアップや源泉徴収代理人の登録申請を行います。
- PwCは、海外駐在員に関連するリスク管理やコンプライアンス順守に対してサポートをしま す。
- 適正かつ合理的に、税金、年金、社会保障給付のメリットを得られるよう、適時に適切な人 材を配置し、効率的なソリューションを提供します。





# その他税金

# 不動産譲渡税

オランダにおける非居住用の不動産の経済的又は法的な所有 権の取得に対して市場価格の8%の不動産譲渡税が課されま すが、合併や分割等の再編に伴い非居住用の不動産を取得す る場合は免税規定が設けられています。

一方、2022年時点で、住宅が実際の取得者によって永続的に 居住の用に供されるという特定の条件を満たす場合、居住用の 不動産の取得に対しては、2%の低い税率が適用されます。賃 貸目的で取得される住宅の場合、通常通り、8%の不動産譲渡税 が適用されます。さらに住宅の経済的所有権を単に取得する場 合でも、8%の不動産譲渡税の対象となります。

2021年以降、住宅市場の新規参入を容易にするために、不動 産譲渡税の新たな免税規定が導入されました。当該免除規定 は、免除を申請するための住宅を購入する35歳未満の成人に 適用され、購入価格が最大400,000ユーロの住宅が対象となり ます。なお、当該免除規定は、住宅の取得者が実際に永続的に 居住するものであることが適用の条件になります。当該免除を 申請できるのは生涯に一度のみです。既に免税措置を利用せ ずに住宅を購入した人も、継続取得の時点で35歳未満であれ ば、免税措置を申請できる可能性があります。

2022年には、住宅が過去に買戻条件付きで売却されて、実際 に不動産が買い戻されている場合について新たな免除規定が 導入されました。住宅供給会社や不動産開発業者は、低所得 者向けの住宅を低価格で販売する場合、このような条件を用い ることが多く、仮に購入者が住宅を転売したい場合、この条件で は、より高い市場価格でいかなる市場関係者に販売することは できず、住宅会社か開発業者に設定された価格で不動産を転 売しなければなりません。このような買戻しには、不動産譲渡税 の免除規定が適用できます。

また、不動産を所有する企業の株式の取得に際して、その企業 が(Real estate entity)としての要件を満たす場合にも、譲渡税 の課税対象となる可能性があるため留意が必要です。(Real estate entity)とは、株式取得時または全事業年度において、以 下の2つの要件を満たす企業のことを指します。

- 総資産の50%超がオランダ国内外にある不動産で構成さ れていること
- 保有不動産の30%超がオランダ国内の不動産で構成され ていること

# 配当源泉税

オランダ企業(協同組合を除く)からの配当に対しては、15%の 配当源泉税が課されます。個人又は企業が受け取る配当が資 本参加免税の適用により免税となっていない場合、二重課税防 止の観点から所得税額控除を受けることができます。

EU親子会社指令またはEU/EEA法により、EU/EEA諸国の 法人に対して支払われる配当に対しては課税されないケースも しばしば見受けられます。当該免除規定の対象法人は、OECD BEPSプロジェクトに基づき判定がなされます。なお、オランダが 二国間租税条約を締結している国の法人に対しても、当該免除 規定が適用されます。

持株機能のみを有する協同組合は、前事業年度にオランダに 所在する当該協同組合の事業の少なくとも70%が株式の保有 であると認められる場合、配当に対する源泉所得税を控除する 義務が課せられています。持株機能のみを有する協同組合に 該当するか否かに関わらず、協同組合には源泉所得税の控除 義務が課せられます。なお、条件付配当源泉税については前述 をご参照下さい。

利息収入およびロイヤルティ収入に係る源泉税 2021年1月1日以降、オランダでは、低税率国等(所得に対して 課税が行われない又は法定税率が9%未満の国、租税に非協 力的としてEUリストに掲載されている管轄区域)に所在する関 連会社に対して支払われる利子及びロイヤルティに係る条件付 源泉税が導入されています。当該源泉税率は法人税率と同率 とされるため、2021年は25.8%になります。なお、2024年1月1日 までに同様の条件付配当源泉税が導入される予定です(詳細

# 自動車税と地方税

上述の税金の他に、以下のようないくつかの税金があります。

- オランダで自動車を所有/使用する個人は、オランダの道路 税の課税義務が課されます。
- オランダ国内における不動産の所有/使用者には、市税が 課されます。
- 相続税および贈与税は、贈答品または相続財産の市場価 値に基づき課税されます。
- エネルギー税や水道税等の様々な環境税が課税されます。

# 私たちPwCがお手伝いできることは?

• 配当税の源泉徴収義務の有無を判断します。

は該当箇所参照)。

- 潜在的な配当源泉税課税の改正や使用料と利息の源泉税課税の導入につ いて助言します。
- 源泉徴収税と所得税の双方の納税義務の決定をサポートします。
- ・ 二国間租税条約の適用条件と実務について助言します。
- 国内法と国際法の適用条件と実務について助言します。
- 申告期日、申告様式、異議申立等に関連する諸規程の順守をサポートします。



# 税制優遇措置

オランダは、研究開発業務や統括拠点として非常に魅力のある 場所でもあります。オランダ税制では、イノベーションや新規ビジ ネス活動を支援する様々な税制優遇措置があります。

### 研究開発活動促進税制

オランダの税制は、前述の「イノベーションボックス制度」とは別 に、革新的な新たな製品の研究開発に従事する従業員の賃金 に対して、賃金税の軽減措置を設置しています。

# 研究開発費

企業は、給与税と社会保険料を削減することができる助成制度 (Wet bevordering speur- en ontwikkelingswerk: WBSO)を 利用することで、研究開発活動のコストを削減することができま す。研究開発活動に関するWBSOは、研究開発に関連する給与 費用及びその他の経費を対象としており、雇用者側の賃金税 負担を軽減します。給与税と社会保険料の控除可能額 は、2022年時点では、研究開発費の最初の350,000ユーロ(以 後、「バケット1」と呼びます。)の32%、それを上回る超過研究開 発費の16%となっています。ただし、当該控除可能額は賃金税 額がキャップとなります(スタートアップ企業は、バケット1の40% がキャップとなります)。

当該助成制度の利用にあたっては、RVO.nl(オランダ経済省) のオンラインシステムを通じて、助成申請書を提出する必要が あります。当該申請が承認されると、研究開発者の認定証を受 領することができます。ただし、当該助成制度の政府予算にも限 りがあるため、通常助成金の額は予算の使用状況により変動し ます。このため、研究開発活動を行うにあたっては、活動費が助 成金の対象範囲にあるか否かに留意することが必要です。

# 投資促准税制

特定の事業資産への投資(特定の控除対象外資産以外)は、 所得控除の適用を受けることができます。

# 省エネ及び環境促進資産

エネルギー効率の高い資産への投資に関しては、投資額が 2,500ユーロを超え、かつ、(Energy List 2022)の要件を満たし ている場合、追加控除(EIA)を受けることができます。EIAは、適 正と認められた投資額の45.5%に相当します。

環境改善資産への新規投資に関しても、同様の税制優遇措置 が設けられています。投資額が2,500ユーロを超え、か つ、(Energy List 2022)の要件を満たしている場合、追加控除 (MIA)を受けることができます。MIAは、取得資産の適格性に 応じて、投資額の45%、36%または27%に相当します。

これらの優遇措置を受けるためには、投資後3ヶ月以内に投資 の事実をRVO.nl(オランダ経済省)に報告する必要がありま す。当該報告は、オンラインを通じて申請可能です。

### 特別償却制度

特定の要件を満たした固定資産は、特別償却制度を適用する ことができます。特別償却制度は環境保護を目的として設立さ れた制度であり、一定要件を満たす事業資産への投資に対して 適用可能です。

特別償却制度は、特定の要件を充足するオランダの環境保護 に資する事業用資産への投資に対して適用が可能です。より詳 細は、後述の法人税の減価償却のパラグラフをご参照下さい。

- 税務上の各種優遇制度の適用可否について助言します。
- 各種優遇制度の適用の有無の判断について、個別に助言します。
- 申告期日、申告様式、異議申立等に関連する諸規定の順守も合わせてサポー トします。



# 税務コンプライアンス

# 法人税

# 法人税申告書及び賦課決定通知

オランダ民法に基づき設立された会社、または、税務上の居住 地がオランダである会社は、毎期法人所得税(CIT)を申告する 必要があります。

オランダの税務当局は、会計年度の期首に暫定の賦課決定通 知書を発行します。3月決算会社等の暦年と一致しない会計年 度の会社に関しては、後述する各期限・期間とは異なる要件が 適用されるため留意が必要です。

最初の暫定の賦課決定通知書は、各年の1月に発行されます。 当該賦課決定により算定される課税所得は、過去2期間の課 税所得の平均値、もしくは、納税者が提出した予定申告書に基 づいて算定されます。予定納付の支払期限は当該賦課決定通 知書に記載されていますので、賦課決定通知書の発行日から6 週間以内に一括で支払うか、または、2月から12月にかけて11回 分割で支払わなければなりません。一括での支払いの場合は、 納税者は納税額の割引を受けることが出来ますが、当該割引 制度は2021年に廃止される予定です。

なお、納税者はオランダの税務当局に対し、賦課決定通知書 の修正を要請することができます。当該要請はオンラインを通じ て提出可能であり、特に不当と認められない限り、当局に受け入 れられることが通常となっています。

会計年度の終了後5カ月以内に法人税申告書を提出しなけれ ばなりませんが、最大5カ月間の延長が可能です。法人税申告 書の作成が、PwC等のプロフェッショナルファームによりサポー トされている場合には、特定の要件が満たされれば、会計年度 終了後、最大16カ月間の申告期限の延長を行うことが可能で す。例えば、2021年12月31日に終了する事業年度においては、

法人税申告書の提出期限を、最大で2023年5月1日まで延長す ることができます。3月決算会社のような暦年と異なる会計年度 を適用している企業も、例外なく最大で16カ月間の申告期限の 延長が可能です。

法人税申告書の提出後、オランダの税務当局による法人税申 告書の審査を経て、最終版の法人税賦課決定通知が発行され ます。当該賦課決定通知書は、会計年度末またはそれに税務 申告延長可能期間を加えた期限から3年以内に発行されます。 最終的な賦課決定通知書に対する異議申立期限は、賦課決 定通知日から6週間以内と定められています。

なお、延長申請をした場合の実際の延長期間や、オランダの税 務当局が賦課決定通知を発行するために必要な実際の日付・ 期日・期間は、状況によって異なる場合があります。また、クライ アントやPwCの過去の申告の履歴によっては、オランダの税務 当局が申告期限の延長期間を短縮する可能性もあります。

#### 納税

法人税は賦課決定通知書の通知日から6週間以内に支払う必 要があります。延滞利息は、最終の賦課決定通知書と暫定の 賦課決定通知書との差額に対してのみ支払う必要があり、会計 年度終了後から最終の賦課決定通知日までの期間のうち6カ 月を超過する期間に対して延滞利息が計算されます。このた め、延滞利息(2021年12月31日までは税額の4%、2022年1月1 日以降は8%)を抑えるために、暫定の賦課決定通知書を申請し ておくことが望まれます。

また、最終の賦課決定通知が暫定の賦課決定通知よりも低い 場合には、通常、延滞利息の還付は行われません。このため、 暫定の賦課決定通知の段階から、最終評価に可能な限り近い 税額を算定しておくことが重要です。

- 法人税申告書の作成
- 決算書のための未払法人税の計算(オランダ会計基準・国際会計基準・アメリカ 会計基準)
- 税務コンプライアンスプロセスの構築や実行の支援
- ソフトウェアを用いた税務の課題の解決支援(会計・モニタリング・国別報告書・ ワークフロー)
- 既存ERPシステムにおける税務ツールの活用支援





# 追加の賦課決定通知

オランダの税務当局は、税務調査官が最終賦課決定通知時点で合理的に識別できなかった新たな情報を入手した場合、会計年度終了後5年以内に追加の賦課決定通知書を提出することができます。法人税の申告期限が延長されている場合には、この5年間の期間はその延長期間に応じて、延長されます。とりわけ、国外所得に関しては、当該追加の賦課決定通知は会計年度終了後12年間認められています。追加の賦課決定通知の結果として、最終賦課決定通知と追加の賦課決定通知の差額に対する延滞利息(最大100%)と所定の罰金が科されます。当然、延滞利息及び罰金は課税所得や税額から控除することは認められていません。

マスターファイル、ローカルファイル及び国別報告書会計年度終了後12ヶ月以内に、国別報告書をオランダの税務当局に提出する必要があります。さらに、少なくとも5,000万ユーロの連結売上高を有する多国籍企業に属するオランダ企業は、最終的な親会社の税管轄権にかかわらず、マスターファイルとローカルファイルを保管する必要があります。これらは、税務申告期限内に該当する企業において作成されなければなりません。

7億5,000万ユーロ以上の連結売上高を有する多国籍グループに属するオランダの法人は、最終親会社が国別報告書を提出するか否かを税務当局に通知しなければなりません。そうでない場合には、どのグループ会社がどの国の税務当局に国別報告書を提出するかを、オランダ税務当局に対して通知する必要があります。当該通知は遅くとも、会計年度末までに行われなければなりません。

# ATADII(和税回避防止指令II)の文書化要件

租税回避防止指令IIは特定の文書化要件を規定していませんが、オランダ租税回避防止指令IIの下では、納税者は支払が租税回避防止指令IIの適用範囲に含まれるか否かを決定するために関連する全てのデータを記録に含めることを求めています。納税者が支払いが租税回避防止指令IIの適用範囲に含まれないとの立場を取る場合、当該立場を裏付ける文書化も関連文書に含めなければなりません。納税者がその情報を保有していない場合、立証責任は納税者に転嫁され、納税者が租税回避防止指令IIが適用されないことを証明しなければなりません。

- 国別報告書の作成・提出支援
- 国別報告書に関する税務当局への通知の支援
- 国別報告書のデータの分析
- 国別報告書提出のためのファイル形式の変換支援
- マスターファイルとローカルファイルの作成支援
- 各国の国別報告書の提出要件の検討支援



# 配当源泉税

配当、みなし配当、各種利息は、配当源泉税の対象となります。 配当が実施される際に、配当を行う法人は配当額から源泉税 を控除した残額を株主に支払います。配当を行う法人は、配当 源泉税申告書を提出した上で、配当から1ヵ月以内に源泉税を 税務当局に支払う必要があります。

ただし、ほとんどの場合には配当源泉税は課されないと考えら れますが、その場合であっても、配当源泉税申告書は提出する 必要があります。

オランダ法人が、オランダ国内に居住する子会社または租税条 約を締結した国から配当金を受け取り、その後、当該オランダ法 人が親会社に配当を行う場合には、一定の要件を満たす場合 には限り、配当源泉税から当該配当額の3%相当額を控除する ことができます。

なお、配当が実施された暦年から5年以内に、税務当局は、追 加で賦課決定を行うことができます。配当源泉税申告書の作成 義務を放棄した場合、および、配当源泉税の支払を怠った場 合、ならびに、所定の期限内に納付が行われなかった場合に は、罰金が課されることがあります。

# 利子及び使用料に係る条件付配当源泉税

2021年以降、低税率国・地域に所在する関連会社に対する利 子及び使用料は条件付源泉税の対象になります。当該源泉税 の対象となる利子又は使用料の支払いがある場合、その暦年 末から1ヶ月以内に税務当局に対して利子・使用料源泉税申告 書の提出が求められます。

- 配当、利子及び使用料に係る源泉税の課税関係を分 析します
- 配当、利子及び使用料源泉申告書を作成します。



# 付加価値税

#### VAT申告

VAT申告の課税期間は通常は四半期ごとになります。ただし、 納税者はオランダの税務当局に対し、毎月のVAT申告への変 更を請求することができます。納税者が還付を受けられるポジ ションの場合、毎月申告を行うことによりキャッシュフローの優 位性を得られる可能性があります。また、納税者は、特定の条 件が満たされている場合には、年間でVAT申告を行うことも可 能です。税務当局は、申告又は納税が遅延する場合、納税者に 対して毎月のVAT申告を義務付ける権限を有しています。なお、 現在のコロナ危機のため、VATの納税が最長で2021年10月1日 まで一時的に延期される可能性がありました。

オランダに設立された法人のVAT申告は、課税期間の翌月末 までに行われる必要があります。オランダでVAT登録のみを行 っている外国法人の場合、VAT申告は、課税期間の2ヵ月後の 末日までに行われる必要があります。年間の申告を行う納税者 は、自動的に翌年3月31日まで提出期限を延期することができ ます。これは、例えその課税期間中にオランダで事業が行われ ていない場合であっても、または、オランダのVATの還付を受け る権利がない場合であっても、適用されます。

VAT申告は電子申告により提出される必要があるため、调末や 祝祭日により、これらの申告期限が変更になることはありませ ん。VAT申告は24時間365日提出することが可能です。VATの納 付は、VAT申告を行う際に支払われなければなりません。

VAT申告書を提出してから6週間以内であれば、提出された VAT申告書を修正することができます。さらに、VAT申告後5年 以内に、追加のVAT申告書を提出することができます。ただし、 追加のVAT申告については、変更内容が税務当局によって承 認されない場合には、正式には認められません。この追加の VAT申告を提出するための特別な書式があります。さらに税務 当局に支払うVATの追加支払額が1,000ユーロ以上の場合に は特別な書式が必要になります。

# EUセールスリスティング

納税者が別のEU加盟国の事業者に商品の販売やサービスを 提供する場合(商品の販売の場合には、これらの商品がオラン ダから出荷される場合)には、EUセールスリスティングを提出す る必要があります。商品を別のEU加盟国に販売する納税者 は、これらのリストも提出しなければなりません。納税者がリスト を提出しなければならない期間は、実際の状況(提供および/ または取得の金額および取引の種類)に応じて、毎月、隔月、四 半期、毎年のいずれかとなります。

オランダでは、商品のイントラコミュニティ内(つまりEU内)の販 売(いわゆる「Opgaaf ICP」)に関して、四半期で他のEU加盟国 に対して50,000ユーロを超える販売がある場合、月次でEUセ ールスリスティング申告書を提出することになります。イントラコミ ュニティ内のサービス提供は、四半期ごとに提出することができ ます。年間でVAT申告を提出することが許可されている課税対 象者は、特定の条件が満たされている場合には、リストも年間で 提出することができます。当該リストは、該当する報告期間の翌 月の最終日までに提出する必要があります。

# イントラスタット申告

オランダから他のEU諸国へ商品の移動が年間1,200,000ユー ロを超える場合、または、他のEU諸国からオランダへの移動が 年間1.000.000ユーロを超える場合には、オランダから他のEU 諸国への商品の移動について、イントラスタット申告を提出する 必要があります。

イントラスタット申告は、毎月提出しなければならず、各期間の翌 月10日が期限となります。

- VAT申告書、EUセールスリスティング、イントラスタット申告書、還付申請の 作成支援
- 会計帳簿とVAT申告書の照合



# 個人所得税

# 個人所得税申告

個人所得税の申告書は、原則として毎年5月1日までに提出しな ければなりません。ただし、申告期限の延長できる場合がありま す。

# 予定納税および事前還付

一般的に、もし納税者が賃金税の源泉徴収の対象とならない 所得を有する場合には、所得税の見込み納付を事前に行う必 要があります。もし、オランダの給与計算で考慮されない税額控 除(住宅ローン利息控除など)がある場合は、毎月の所得税還 付額の還付請求のために、税金還付に関するフォームを提出 することもできます。

# 賃金税

賃金税は、各賃金期間、すなわち従業員が賃金を受け取る期 間(通常、毎月または4週間)ごとに計算されます。雇用主は、賃 金期間ごとに賃金税申告書を遅滞なく、かつ、正確に提出する 必要があります。賃金税申告書は、雇用主に関する項目(雇用 主に関する一般情報)と従業員に関する項目(各従業員に関す る詳細情報(2019年以降、正しい税金の払い戻しを実行するた めに、従業員の海外の住所を記載する必要があります)で構成 されています。

税務当局は、各種給付や所得税申告手続きのために、詳細な 情報を使用します。そのため、最新で、正確、かつ、完全な情報 であることが重要になります。従って、雇用主は、賃金税の誤り や不足を常に修正し、補足する必要があります。

賃金税申告書の納税額は、税務当局により定められた期限内 に支払わなければなりません。

- 賃金税コンプライアンスの支援
- 賃金税スキームの再構築支援
- 個人所得税の作成支援
- 予定納付に関する支援
- 給与計算プロセスの構築および運用支援
- 税務リスクを識別するためのデジタル評価ツールの導入支援



# 人材と労働法

# 人材

会社にとってもっとも重要な財産は人材です。すでにご説明の通り、オランダは高品質の労働市場として世界的にも有名です。加えて、オランダの従業員は柔軟性があり優れた労働倫理をもっています。

オランダの労働組合は穏健な性格であり、企業側とのコンセンサスを前提とした運営を行う傾向にあります。組合員数は一般に少なく、産業内労働紛争が起きた際には、早急かつ客観的に解決されます。企業側と従業員は共同産業労働評議会、社会経済評議会、オランダ労働評議会、ヨーロッパ労働評議会を通して様々な形で協力関係にあります。この協力関係は安定した労働環境に貢献しています。その結果として、賃金コストの上昇は比較的緩やかですが労働生産性は高水準を保っています。

オランダにおける共通の実務として、高度な能力を有する人材との雇用契約にボーナス/報酬スキームを含める場合があります。あるセクターにおけるボーナススキームは特有の法的要求事項の対象となっています。これらのスキームの記述は、税務メリットをとれるよう、または雇用契約が切れた際に雇用者が予期しないコスト負担が生じないようにする必要があり重要です。加えて、高い給与を払うことなく、従業員にベネフィットを提供できるよう雇用者と従業員双方にとって税務メリットがあるようにすることが可能です。

賃金コストは相対的に低くはないものの、社会保障、年金、など の恩恵に対するプレミアムがあります。それらは雇用者と従業員 双方によって負担されます。

オランダの雇用者は自営業の個人を雇うことができます。自営 業の個人は従業員ではありません。

実務的には、時に従業員と自営業の個人を区分することが難しい場合があります。雇用者はオランダ税務当局が自営業の個人が自社の従業員として取り扱われないことを確認する必要があります。

オランダ政府は、現在、企業に対してWebモジュールを使用して、自営業の個人との労働関係が雇用に該当しないこと確認するプロセスを構築中です。

一方、いわゆる悪意のある関係者は例外的に強制執行が可能ですが、2021年10月1日まで一審の執行が停止されました。2020年1月1日以降現在、仮に組織が合理的な期間内に税務当局の指示に従わない(または不十分な)場合、税務当局は、当該組織に対する強制是正を行うことが可能となります。

新政府は今後、自営業者に関するさらなる規制を整備する予定であるため、これらの施行原則は現在も適用可能です。つまり、2022年には新たな展開が予想されます。

- オランダ労働市場の状況に関して最新の情報を提供 します。
- 雇用条件についてアドバイスします。
- 自営業の方のポジションについてアドバイスします。



# 労働法に基づく要求事項

オランダ労働法は、雇用主に対して義務と潜在的なリスクを課 すことで従業員に対して様々な保護を行っています。これにらは 以下を含んでいます。

- 従業員に対して最低賃金を支払う必要があります。これは、 月額固定で年々増加していきます(2022年1月1日現在、21 歳以上の従業員に対して月額最低1.725ユーロ)及び休日手 当(年俸総額の8%)。
- 最大労働期間及び最低休暇期間を遵守する必要がありま す。フルタイムで働く従業員は通常、週に40時間以下の労働 時間となっています。
- 各従業員に対しては有給休暇手当として、最低、1週間当たり 平均労働日数の4倍を付与する必要があります(フルタイム 勤務の場合20日間の有給休暇)。年間25日間の休暇付与 が一般的と考えられています。
- 期間従業員として契約できる人数(契約)に制限を設けてい ます(3年以内に三回までの有期雇用契約が認められる)。
- 子供の誕生、その他家族の状況に応じて様々な福利厚生を 従業員に与えています。例えば、最低16週間は産休及び育 児休暇が保証されています。
- 傷病休暇手当として、最初の2年間、従業員は最終給与の 70%を受け取る権利があります。2022年1月1日現在、最低で も法定最低賃金の1.725ユーロ、最大で最高賃金4.975.53 ユーロの70%の傷病休暇手当の支給義務があります。
- 企業は、(1) 50人以上の従業員を雇用する場合、又は(2) 適用される労働協約により義務を負う場合、労働組合を設 置する義務を負います。10人以上50人未満の従業員を雇用 する企業は、従業員の過半数の要請があれば、職員代表機 関を設置する義務を負います。職員代表機関が設置されな い場合、企業は少なくとも年に2回、または従業員からの要 求に応じて、人事会議(「personeelsvergadering」)を開催 する義務があります。
- 雇用者が従業員や求職者について取得した個人データを 処理する自由の制限。

- 安全な労働場所を提供する一般的な義務を雇用主に求め ています。これには、従業員の健康と安全に関する知見を有 する代表者との協議や特定の健康、安全に関連する情報を 提供することを含んでいます。
- 職能に応じた新規採用時を含め、従業員に対する差別的な 扱いを禁止しています。
- 企業が雇用契約の終了または有期雇用契約の非更改(傷 病または有期雇用契約の満了後を含む)を通知した場合、 従業員に対して、雇用開始日に応じて按分計算された法定 退職金を支給する義務があります(試用期間中の雇用契 約の終了も含む)。法定退職金は、各雇用年度の月給総額 の1/3に相当します。2022年1月1日現在、法定退職金の上 限金額は、86,000ユーロとされています。当該支給額の算 定基礎には、法定休暇手当8%、年末手当、賞与等が含まれ ます。
- 様々な解雇法規則、解雇に関する法定保護制度が設けら れています。

雇用主はすべての従業員を対象とする包括的従業員契約を締 結することが推奨されます。これは、すべての雇用条件を含める ことに加え、例えば、守秘義務や雇用期間終了後の特定の競合 行為を禁止すること等も含まれます。

# 移民

オランダで働く又は住むすべての外国籍の方は、オランダの移 民法の規制対象となります。オランダは多国籍企業で働く給料 等の特定の要件を満たす高度な技術を有する外国籍従業員 に対しては通常より労働許可証を与えやすくしています。

# EEA(欧州経済領域)内の国籍及びスイス国籍を有する方

EEA(欧州経済領域)及びスイス国籍の方に関しては特段、移民法に基づく要求事項はありません。EEA内の国籍を有する方がオランダに4か月を超えて滞在する場合は居住都市の地方自治体に登録する必要があります。

UKによるEU離脱は、必要な入国手続や、オランダに居住又は働いているUK国籍の方に影響を与えます。正確な影響は提案されている離脱契約及び将来における貿易関係によって異なります。

EEA(欧州経済領域)外の国籍を有する方 オランダ外国労働者法に従い、オランダで働く労働者はEEA外 国籍の方(クロアチア国籍の方含む)向けの労働許可証を有す る必要があります。

EEA外の国籍の方で180日の期間内に90日以下の間、オランダに滞在する場合(ビジネスもしくは観光目的)、シェンゲンビザが必要となる場合があります。シェンゲンビザはEEA外の国籍の方にオランダでの労働許可を与えるものではありません。

180日の期間内に90日を超えてオランダに滞在する場合は、居住許可証が法的に必要となります。加えて、イギリス、アメリカ、カナダ、オーストラリア、韓国、バチカン、ニュージーランド、モナコ、そして日本を除くすべての国籍の方は、オランダ入国前に長期滞在者用ビザ(MVV)の取得が必要となります。外国籍の会社が認定スポンサーとなっている場合及び外国籍の方が他のシェンゲン協定内の国で発行された有効な居住許可証を保持している場合は、MVVは必要とされません。この免除規定は知的労働者(highly skilled migrant)に対して適用されます。

いずれの移民手続が必要とされるかは、固有の事実と状況により異なります。労働許可証と知的労働者に関する手続がもっとも一般的に利用されている手続です。

#### **Brexit**

英国は2020年1月31日にEUを離脱しましたが、離脱協定に基づき、移動の自由に関する規則は2020年12月31日まで適用されることとなりました。これは、2020年12月31日以前にオランダに入国し、勤務・居住した英国国民には原則として影響がないことを意味します。

2021年1月1日以前にオランダに居住していた英国国民は、この日以降も引き続きオランダに居住することができます。主な要件として、2021年1月1日以前に居住していた市区町村役場に住民登録し、十分な所得があること(有給雇用等を通じて)が要求されています。オランダに5年以上居住していた英国国民は永住権を受け取る資格がありますが、今後5年間の有期滞在許可を申請することはできません。これらに該当する英国国民は、5年間の居住期間を過ぎた後に永住権の申請ができるようになります。離脱協定に基づくと、新規申込の提出期限は、2022年9月30日とされています。(2021年6月30日から延長)

しかしながら、離脱協定(又は、他のオランダ在留許可証)に基づく申請中又は承認済の申請がない英国国民は、たとえ2021年1月1日前にオランダに到着していたとしても、2021年10月1日以降、オランダにおいて合法な移民資格を有さないことに留意が必要です。2022年10月1日以前に離脱協定に基づく申請を行い、許可された場合、2021年10月1日から在留資格が有効となります。

離脱協定は、英国国民及びEU国民(大陸側労働者)が移行期間終了後も継続的に活動できることを担保しています。これは、例えば、EU加盟国で正規雇用されているものの、EU加盟国に居住していない英国国民の権利を確保することを意図しています。ただし、これには英国国民が英国または他のEU加盟国に居住し、2021年1月1日以前まで定期的にオランダで勤務しており、かつ、同日以降も継続して勤務するという要件を満たす必要があります。当該要件は、オランダ企業(雇用主)との現地雇用契約内で明確に記載をしておく必要があります。加えて、原則としてオランダの社会保障番号(BSN)を保有していることも要件として求められています。この申請書の提出期限も2022年9月30日となっています。

2021年1月1日以降にオランダに入国する英国国民は、オランダ移民法の適用対象となります。これは、シェンゲン域内(オランダを含む)への入国及び滞在(短期滞在)が、パスポートに基づき180日間における最長90日まで許可されることを意味します。パスポートの有効期限は少なくとも6カ月以上先の日付でなければなりません。しかし、オランダで労働するためには、その初日から就労許可証の取得が必要となります。加えて、90日以内の滞在が合計180日間を超過する場合にも在留許可証の取得が必要です。

# 労働許可手続

オランダには、企業内出向や研修生向け等、様々なタイプの労 働許可証があります。いくつかのEEA外の国籍保有者に対して は、オランダに移住し働く場合(180日間の90日以上の期間) は、労働許可と居住許可を合わせた一つの許可証(GVVA)が 必要とされます。しかしこの手続には、いくつもの例外が存在し 常に適用できるわけではありません。もし、GVVA手続が適用さ れない場合は、労働許可証を、MVVビザと居住許可証に加えて 申請する必要があります。

EEA外の国籍保有者が同じ企業グループ内のオランダ会社に 出向となった場合、特定の個人に対して企業内出向労働許可手 続が適用されます。この場合、グループの全世界売上高が少な くとも50百万ユーロ以上である必要があります。さらに、当該従 業員には学士号が必要であり、経営者もしくは企業内で重要な 役職である必要があります。また月次給与が最低4.840ユーロ (有給手当を含めると5,227.20ユーロ)必要です。

GVVA手続の法的処理時間は、提出日から3ヶ月とされていま す。ただし、実際には6~8週間程度かかります。

## 知的労働者

知的労働者に対する居住許可証により、EEA外の国籍保有者 は別途、労働許可証をとることなく、オランダで移住し働くことが できます。要求事項は以下の通りです。

- 会社は認定スポンサーとしてオランダ移民局(IND)に登録さ れている必要があります。
- 30歳以上の従業員は、月次給与が最低4.780ユーロ(2022) 年度、有給手当を含めると5,227.20ユーロ)必要です。30歳 未満の従業員は、月次給与が最低3.549ユーロ(2022年度、 有給手当を含めると3,832.92ユーロ)必要です。

仮に国籍によりMVVビザが必要とされている場合、いわゆる TEV手続きのもとでビザと居住許可が同時に適用可能で す。MVVビザを含む場合も含まない場合も居住許可証の取得 に要する期間は2週間から4週間程度です。

知的労働者用の居住許可証を取得した場合、個人所得税の項 でご紹介した30%ルーリングの適用が可能です。

# 自治体への登録

オランダに4か月未満滞在する場合は、18ある代理オフィスでの Municipal Population Databaseへの非居住者としての登録 は任意です。しかし、税金や人事目的でオランダの住民サービス ナンバーを取得する場合は必要となります。

- 労働組合のセットアップに関連する手続(労働組合の 規程のドラフト、労働組合選挙の運営、スケジュール計 画等含む)をサポートします。
- 安全及び健康な労働環境を作るためのガイダンスを提 供します。
- 企業活動が必須CLAの範囲でカバーされているかを 分析します。
- オランダ労働法関連、例えば、様々な最低休暇規定、 雇用契約書のドラフト、従業員解雇手続等のアドバイス
- 個人情報取り扱いに関するアドバイスをします。
- 労働許可証及び居住許可証の申請をサポートします。

# 会計と監査

# 会計上の要求事項

オランダ法人は、適時に経営成績及び財政状態を把握できる ように、会計記録を記帳することが要求されています。会 計帳 簿の保存期間は各法制の要求事項により異なりますが、基本 的には7年間の保存義務が課されています。国際的な税務戦 略の中で、オランダに欧州または周辺地域の統括会社を設置 する日系企業も多数見られますが、特定の場合 を除き、会計記 緑の保管場所や会計記録の機能通貨に関しては特に法制上 の要求はありません。

これらの会計記録に基づき、会計年度ごとにアニュアルレポート の作成が要求されます。アニュアルレポートは株主総会におけ る承認決議を得た後、オランダ商工会議所に提出された上で 一般公開されます。なお、日系企業のオランダ支店に関しては、 当該日系企業の事業報告書及び計算書類等のコピーの提出 が要求されています。

オランダ語以外に英語、ドイツ語又はフランス語でのアニュアル レポートの作成及び登記も認められています。





# アニュアルレポート

# 会社規模区分

オランダ法人(EUで批准された国際会計基準(以下、「IFRS-EU」)を採用する企業を除く)は、取得原価ベースの総資産、純 売上高、平均従業員数の3つの基準に基づき、「小規模会社」、「

小会社」、「中会社」または「大会社」のいずれかの会社規模に 分類され、それぞれの会社区分ごとにアニュアルレポートの作 成義務及び法定監査の要否が定義されています。これらの要 件は、後述する連結財務諸表免除要件を満たす会社を除き、オ ランダ会社を親会社とする連結ベースで判定する必要がありま す。

	小規模会社	小会社	中会社	大会社
総資産(単位:百万€)	< 0.35	> 0.35 and < 6	> 6 and < 20	> 20
純売上高 (単位:百万€)	< 0.7	> 0.7 and < 12	> 12 and < 40	> 40
平均従業員数(人)	< 10	> 10 and < 50	> 50 and < 250	> 250

具体的には、総資産、純売上高、平均従業員数のうち2項目が、 各会社区分の基準に2期連続で該当した場合(新設会社の場 合は初年度)には、当該会社の区分と判定されます。例えば、総 資産及び純売上が「小会社の要件に2期連続して該当する場 合には、当該会社分類は「小会社」と判定されます。

なお、EU-IFRSに基づきアニュアルレポートを作成する場合に は、規模的な要件に関わらず「大会社」区分に分類されてしまう 点に留意が必要です。

会社規模区分による主な違いは以下の通りです。詳細は以下 のセッションをご覧ください。

なお、財務諸表の作成にIFRS-EUを適用する小規模会社、小 会社、中会社は、大会社として取り扱われるため、財務諸表の 提出に関する免除を適用できません。

	小規模会社	小会社	中会社	大会社
法定監査要件	N/A	N/A	必要	必要
財務諸表の提出	要約財務諸表	要約財務諸表	• 取締役報告書	• 取締役報告書
		一部注記	• 財務諸表	• 財務諸表
			• 注記表	• 注記表
			<ul><li>その他の情報</li></ul>	<ul><li>その他の情報</li></ul>
適用可能なGAAP	• オランダ基準	• オランダ基準	• オランダ基準	• オランダ基準
	• 税法基準	• 税法基準	IFRS-EU	IFRS-EU
	IFRS-EU	IFRS-EU		
連結財務諸表	免除	免除	Art 408 適用に	Art 408 適用に
			より免除可能	より免除可能

<sup>1</sup> オランダ会計原則に基づく財務諸表開示要件は、中規模会社は大規模会社に比べて一部免除されています。

<sup>2</sup> GAAP: generally accepted accounting principles

# アニュアルレポートの内容

アニュアルレポートは、主として以下の文書により構成されます。

- 取締役報告書(適正な財政状態、経営成績、リスク評価、持続可能性及び将来事業計画を含む)
- 貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書並びに本 表に対する注記
- ・ 監査報告書を含むその他の情報

監査報告書には、主として以下の見解が含められる必要があります。

- a) 財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、決算日における財政状態及び同日をもって終了する会計年度の経営の状況をすべての重要な点において適正に表示しているか否か
- b) 取締役報告書及びその他の情報が法的要件を具備しているか否か、財務諸表数値と一致しており重要な誤りを含んで いないか否か

特に、社会的影響度の高い事業体(Organisaties van Openbaar Belang OOB)と認定された企業の監査報告書には、監査上の重要性、監査範囲及び主要な監査上の検討事項等の情報を含む「長文式監査報告書」の提出が要求されています。

一方で、「小規模会社」及び「小会社」に分類された企業は、取締役報告書の提出義務及び会計監査を受ける義務が免除されています。小規模会社は要約財務諸表、小会社は要約財務諸表及び一部注記をオランダ商工会議所に提出することも可能となります。一般的な要件に関わらず、小規模会社及び小会社は税法に基づく財務諸表のみを作成する実務となっています。

「中会社」分類の企業は会計監査を受ける義務がありますが、 損益計算書の簡略化や貸借対照表への特定の開示要件の免 除等、より簡素化した形式でのアニュアルレポートの提出が容 認されています。このように、小中規模会社に対しては、様々な 財務管理負担面の軽減措置がオランダ法で定められていま す。

# 財務諸表の作成

財務諸表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(以下「GAAP (Generally Accepted Accounting Principles)」)に基づき作成し、企業の財政状態、経営成績、並びに可能な限りその支払能力及び流動性に関して、投資家の適正な判断に資する十分な情報を含めることが要求されています。

オランダ法上、会計基準としてはDutch GAAPまたはIFRS-EU のいずれかを採用することがが認められていますが、上場企業の連結財務諸表に限ってはIFRS-EUに基づく財務諸表の作成が義務付けられています。日本と同様オランダにおいても、自国基準を保持しながら、自国基準とIFRS-EUとの差異を縮小することによってIFRSと同様な会計基準を採用しようとする「コンバージェンス」が進められてきましたが、いまだなお、「従業員給付」をはじめとして、IFRSとの間には多くの会計基準差異を残しています。これらの会計基準差異を解消するために、オランダ会計基準審議会(DASB)は、以下のIFRSまたは米国会計基準上の取り扱いに限り、オランダ基準に基づく財務諸表上でも適用を認めています。

- IFRS 9「金融商品」金融資産の減損に関する予想信用損失の認識
- IFRS 15「顧客との契約から生ずる収益」収益認識に関す る会計処理
- IFRS 16「リース」リース取引に関する会計処理
- IAS 19「従業員給付」年金に関する会計処理
- 米国会計基準における年金会計に関する取扱い

# 連結財務諸表

日系企業の多くがオランダに統括拠点を置く場合に、重要な課題の一つとなるのが連結財務諸表の作成です。オランダでは子会社を有するすべての会社に連結財務諸表の作成義務が課せられていますが、以下に定める一部の要件を満たす会社はその義務が免除されています。

(オランダ民法 第2章 407条2項) 小会社及び小規模会社に対する連結財務諸表の作成免除規定

連結財務諸表ベースで、「小会社」企業の基準を満たした会社は、連結財務諸表の作成が免除されます。

(オランダ民法 第2章 408条2項) 中間持株会社に対する連結 財務諸表の作成免除規定

上記第407条2項の要件を満たさなかった会社は、次に同第 408条に定められた連結財務諸表の作成免除要件をすべて満 たしているか否かを検討します。その主要な要件の一つとして、「 当該会社グループがより上位の親会社の連結財務諸表に連結 されており、かつ、当該親会社の監査済み連結財務諸表(当該 連結財務諸表は、EC第7号指令またはこれに類する会計原則 (IFRS-EU)に準拠して作成される必要があります。)をオランダ 商工会議所に提出すること」が定められています。当該親会社 が日系企業の場合、会社法計算規則に基づき作成される連結 計算書類等がこれに該当すると考えられますが、日本語での提 出は認められていないため、英語またはオランダ語等の言語に 翻訳しなければならない点に留意が必要です。

# 作成/提出期限

アニュアルレポートの提出期限と延長可能期間は下表の通りで す。ただし、上場会社は決算日から4カ月以内にアニュアルレポ 一トを一般公開し、また、6カ月以内に株主総会における承認を 得なければなりません。

# 違反時の罰則

財務諸表の作成及び提出において必要な法的要件が満たさ れていない場合、当該企業の取締役による経済犯罪が認定さ れる可能性があります。特に、法的要件を満たしていない企業 が破産または清算した場合には、取締役の善管注意義務違反 が認定され、取締役個人が株主及び債権者に対して損失補填 義務が課せられる可能性がある点に留意が必要です。

要求事項	作成/提出期限	延長可能期間
会計記録の維持	年間を通じて継続して記録	-
財務諸表の作成	決算日後5カ月以内	最長5カ月 (この結果、実質的な財務諸表の作成期限 は10カ月)
株主総会における承認決議	財務諸表作成後2カ月以内	決算日後12カ月以内 (上記延長が適用された場合)
財務諸表の提出	株主総会における承認決議から8日以内	決算日後12カ月以内 (上記延長が適用された場合)

<sup>3</sup> すべての株主が取締役を兼ねている場合、アニュアルレポートでの署名は自動的にアニュアルレポートの採択につながります。この場合、最大2 ヶ月の採択期間は適用されません。

# PwCとは

# 組織構成

PwCは、世界中の国々で運営されている独立したファームの集合体 であり、上場企業のみならず、非上場企業、公益法人、個人へ、主とし てアシュアランス業務、税務業務、アドバイザリー業務を提供していま す。私たちのサービスラインは、アシュアランス、法務及び税務、アドバ イザリーで成り立っています。

その中でも、PwCオランダは、5.298名のスタッフとともにオランダ国内 に12か所の事務所を構えています。クライアント、コミュニティ、社会に 対して価値を創出し続けることがPwCの使命です。

# PwCは利害関係者に対して責任を果たして います。

私たちPwCは、「社会における信頼を構築し、重要な課題を解決す る」ことを自らのPurpose(存在意義)として定めています。私たち は、従業員、顧客、そして社会のために長期的な価値を創造しま す。私たちは、お客様やその他のステークホルダーの戦略の一環 として、生態学的、社会的、経済的価値の実現をサポートします。私 たちは知識を共有し、意識を高めることによってこれを実現します。 このようにして、私たちは持続可能な経済発展を後押ししていきた いと考えています。さらには、信頼構築に対する社会的期待も日々 変化しています。特にこのような未曾有の時代においては、ステー クホルダーから、伝統的なアシュアランス業務やアドバイザリー業 務の範疇を超えた、社会の番人としての役割を期待されていま す。PwCは、社会的信頼を構築し、重要な課題を解決していくことに より、信頼及び価値創造に対する社会的期待に応え、お客様の持 続的な成長とそのための基盤となる信頼づくりに貢献します。



# 私達は卓越した専門性を結集し、有機的に協働させる体制を整えています。

私たちを取り巻く世界は日々変化しています。私たちは、気候変動、 グレートリセット(破壊的な変革)、社会経済の不確実性、大規模な 政府介入等に起因した未曽有の境地にいます。ステークホルダー はネットゼロ経済への転換が求められ、トランスフォーメーション、 破壊的イノベーション、システム改革が加速しています。デジタライゼ ーションが進んだ結果、従来の産業間の境界線が曖昧になってい ます。新興企業がこれまでは無関係であった業界に参入し、何十年 もの間築き上げてきた産業慣行に変革をもたらしています。企業も またデジタライゼーションを進め、テクノロジー企業の特性を多く取 り入れようと努めています。それらと同時に、グローバリゼーション、 サイバーリスク、プライバシーリスク、将来の労働力と持続可能性 等、業種や業界を超えた様々な課題も認識しています。

当該環境に対応するためには、環境変化への瞬時な対応力、回復 力、変革力が必要です。我々のクライアントの挑戦には、将来にわ たって持続可能な力を維持できるための統合的なソリューションが 求められています。私たちの組織の強みは、各分野の専門家の専 門知識と能力の統合にあります。私たちは、様々な視点から品質改 善を繰り返し、差別化を図ることで、社会の重要な課題を解決し、信 頼を築きたいと考えています。法律および規制環境で許容されてい る範囲内で、我々の行動規範に従い、アシュアランス、税務、法務、 およびアドバイザリーの様々な経験と能力を統合した、革新的なソ リューションをクライアントの皆様へ提供します。



# PwC Europe collaborative association

PwCオランダでは、オランダがヨーロッパへの起点であることを認識 し、業務に取り組んでおります。また、PwCメンバーファームのサービ ス提供の質を保証するグローバルネットワークの一員でもあります。 グローバルネットワークは、ストラテジーや専門知識などの分野で互 いにネットワークで連携、促進、サポートしております。クライアント及 び提供するサービスの国際化が進むことで、PwCネットワーク内での 連携が加速しています。また、この連携関係は特にテクノロジーに対 する大規模な投資の必要性によっても推進されており、私たちにはネ ットワークとして、より大きな投資及び革新的な力を備わっておりま のPwCメンバーファームと緊密に連携しています。また、EMEA(ヨーロ ッパ、中東、アフリカ)レベル、そしてもちろんグローバ<u>ルネットワークレ</u> ベルでビジネスと投資を協調しています。

# The New Equation

今日、そして明日の課題を解決するための方針を掲げていま す。今日の世の中は以前のように単純ではなく、私たちが直面 している課題は複雑化しています。そして、これらの課題は異な る考え方と行動を必要としています。

PwCでは、重要な問題の解決に貢献できることに喜びを感じ ています。我々のグローバル戦略は、組織や社会が直面してい る課題の範囲と複雑さに対処し、解決を支援することを目的と しています。これには、多種多様な人々が思いがけないような かたちで連携し、異なる視点、独創性、情熱を最新のテクノロジ 一と組み合わせることで達成できると考えております。より多く の人と、お客様と、そしてステークホルダーとつながることで、私 たちはともに信頼を築き、新しい明日のために持続的な成果を もたらすことができます。これらはすべて「The new Equation」 に集約されます。

# 長期的価値の創造

#### 持続可能性

長期的価値の創造へ注力することは、依然として重要であります。私た ちは、人類、地球、そして将来の繁栄に持続可能な効果を与えるように 活動を設計します。具体的には、環境への取り組み(自動車や航空機等 のCO2排出量、無駄の限りなくゼロとする削減、オフィス機器のリユース) に投資し、2030年までにネットゼロを達成します。私たちは、持続可能な 世界に貢献し、市場参加者として信頼されることを目標としており、SDGs 達成への貢献度を数値化しています。

# SDGsの既存の戦略への統合

持続可能な開発目標(SDGs)は、2030年までに私たち全員が直面する 地球規模の課題の解決策を見出すための意欲的な国際的アジェンダ を形成しています。私たちはSDGsに関する新たな目標(PwC ambition for 2030)を設定し、私たちのネガティブな影響を最小化し、ポジティブな 効果を最大化します。この目標には、2030年までにSDGsを達成するた めに必要なことを反映して定められています。

# PwC ambition for 2030



ジェンダー平等の実現および社会の不平 等の是正を推進します。



社会・環境システムの枠組みの中で多様性 を尊重し、持続可能な成長を実現する包括 的な文化を実現します。



年齢、障害、文化的背景、性別、その他の地位 に関係なく、包括的で多様な文化と機会均等 を実現します。



バリューチェーン全体における環境負荷を低 減します。



# ネットワーク

- PwCは、ビジネスと税務ポジションの最適化に必要な知識を有しており、また、オランダ税務当局との良好な関係を有しているため、クライア ントからの各種要望に対して迅速かつ円滑な対応を行うことが可能です。
- PwCは税務実務の規模、サービス提供範囲、そして評判の観点から、世界で最も信頼できる税務業務提供者であるとされています。私たち は世界中の税務当局、政府と私たちの税務に関する考え方について議論をリードしています。
- PwC Legalは伝統的な法律事務所に類を見ない、世界中に弁護士のネットワークがあります。法律コンサルタントとして、私たちは伝統的な 弁護士、コンサルタントとして企業法律顧問としての資質を組み合わせています。
- 私たちは、One PwCヨーロッパとして、ドイツ、オーストリア、ベルギー、トルコ、スイスの他のメンバーファームと密に連携しサービス提供を行っ ています。

# 私たちは、部門や専門性の垣根を越えて、有機的に協働します。

アシュアランス部門は、主として情報やそ のプロセスに対しての保証業務を提供し ます。特に、財務諸表の法定監査が当社 の保証業務の大部分を占めています。そ の他の業務としては、システム、プロセス、 財務情報または非財務情報に対する保 証業務、複雑な会計論点に対するアドバ イザリー業務に重点を置いています。

法務・税務部門は、企業、個人、その他組織 の税務戦略、税務プランニング、税務コンプラ イアンスにかかるサポートや税務関連のアド バイザリー業務を提供しています。当部門は、 報酬体系、年金制度、クロスボーダー組織構 築、人事クラウドシステムへの移行等の課題 関する法的アドバイザリー及<u>びコンプライアン</u> ス支援業務も提供しています。

アドバイザリー部門(Strategy &を含む)は、デ ジタルトランスフォーメーションをはじめとし た、経営戦略、ビジネスプロセス、システム等 の強化・改善等を通じて生ずる「組織の変革」 に主眼を置いています。具体的には、経営戦 略アドバイザリー業務、M&A関連アドバイザリ 一業務、組織再編関連アドバイザリー業務、 不正・争議・サイバーセキュリティ関連のアドバ イザリー業務、事業再生アドバイザリー業務を 提供しています。





# コンタクト先と 関連リンク

さらに詳細な情報やその他お問い合わせは以下の担当者までご連絡ください。



新井 赫 シニアマネージャー

Phone: +31 (0)88 792 27 61 Mobile: +31 (0)6 18 90 99 68 Email: akira.a.arai@pwc.com



渡辺 雅也マネージャー

Phone: +31 (0)88 792 63 65 Mobile: +31 (0)6 13 82 84 72 Email: masaya.watanabe@pwc.com



清水 賢人 シニアアソシエイト

Phone: +31 (0)88 792 27 61 Mobile: +31 (0)6 48 44 60 27 Email: kento.s.shimizu@pwc.com

Links for more information:

PwC the Netherlands: www.pwc.nl

Tax specific: tax summaries.pwc.com

This publication was created by PricewaterhouseCoopers Belastingadviseurs N.V. and concluded on 1 January 2022. Subsequent developments have not been included.

At PwC, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 156 countries with over 295,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. At PwC in the Netherlands almost 5,300 people work together. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at www.pwc.nl.

This content is for general information purposes only, does not constitute professional advice and should therefore not be used as a substitute for consultation with professional advisors. PricewaterhouseCoopers Belastingadviseurs N.V. does not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.